

令和4年第6回山江村議会9月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	9 月 7 日	水	本会議	議会議場	午前10時	・開 会 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
2	9 月 8 日	木	休 会	農村環境 改善センター	午前 9 時	・議 案 審 議
3	9 月 9 日	金	休 会	農村環境 改善センター	午前 9 時	・議 案 審 議
4	9 月10日	土	休 日			
5	9 月11日	日	休 日			
6	9 月12日	月	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
7	9 月13日	火	本会議	議会議場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

9 月 7 日 (水)

令和４年第６回山江村議会９月定例会（第１号）

令和４年９月７日

午前１０時００分開会

於 議 場

１．議事日程

- | | | |
|---------|-----------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 同意第 4 号 | 山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 6 | 同意第 5 号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 4 6 号 | 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4 7 号 | 山江村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 4 8 号 | 山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 9 号 | 川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 0 号 | 公共工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 1 号 | 公共工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 3 | 認定第 1 号 | 令和３年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 1 4 | 認定第 2 号 | 令和３年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について |
| 日程第 1 5 | 認定第 3 号 | 令和３年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について |
| 日程第 1 6 | 認定第 4 号 | 令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について |
| 日程第 1 7 | 認定第 5 号 | 令和３年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について |
| 日程第 1 8 | 認定第 6 号 | 令和３年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について |

- 日程第 19 認定第 7 号 令和 3 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について
- 日程第 20 議案第 52 号 令和 4 年度山江村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 53 号 令和 4 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 54 号 令和 4 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 55 号 令和 4 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 56 号 令和 4 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 57 号 令和 4 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 58 号 令和 4 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（10 名）

1 番 本 田 り か さん	2 番 久保山 直 巳 君
3 番 中 村 龍 喜 君	4 番 赤 坂 修 君
5 番 森 田 俊 介 君	6 番 横 谷 巡 君
7 番 立 道 徹 君	8 番 西 孝 恒 君
9 番 中 竹 耕一郎 君	10 番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0 名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 平 山 辰 也 君
税 務 課 長 迫 田 教 文 君	企 画 調 整 課 主 幹 尾 方 義 和 君
産業振興課長 松 尾 充 章 君	健康福祉課長 今 村 禎 志 君

建設課長	清永弘文君	教育課長	蕨野昭憲君
会計管理者	一二三信幸君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

ただいまから、令和4年第6回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、3番、中村龍喜議員、4番、赤坂修議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、8月25日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、秋丸安弘君。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和4年第6回山江村議会定例会につきまして、去る8月25日、午前9時より、議会運営委員会議を開催し、会期日程等について協議をしておりますので、ご報告申し上げます。

会期につきましては、本日7日から13日までの7日間としております。

本日開会、提案理由説明としておりますが、日程第5、同意第4号につきましては、先議することにしております。提案理由の説明後、議案審議を経て、質疑、討論、表決を行います。その後、残りの議案等につきまして提案理由の説明を行い、散会としております。

2日目、8日、3日目、9日は休会としておりますが、議案審議を行うこととしております。

4日目、5日目は休日となっております。

6日目、12日は一般質問となっており、5名の議員から通告がなされております。発言の順序はくじ引きにより決定しております。時間については質問、答弁含めて60分となっております。

最終日の7日目、13日に質疑、討論、表決を行い、閉会と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおりにすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり、決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第３、ここで諸般の報告を行います。

６月２９日の議会臨時会以降の議会に関する報告であります。

お手元に配付してあると思いますが、ご覧いただきたいと思います。

７月６日、県道相良人吉線改良貫通促進期成会の総会、役場のほうで行われております。私と中村常任委員長が出席をしております。

７日、主要地方道坂本人吉線改良貫通促進期成会総会、八代市役所でありましたので、私が出席をしております。

１１日、人吉下球磨消防組合議会の臨時会並びに第７回消防庁舎建設に関する特別委員会、消防本部で行われておりますが、消防組合議会議員の立道議員のほうに出席をしております。

それから７月１４日、川辺川ダム建設促進協議会総会及び三期成会合同定期総会が人吉で行われております。私が出席をしております。

７月２１日、第５回公共施設の在り方に関する調査特別委員会視察研修ということで、玉名市及び和水町を視察しております。主に学校跡地の利用状況について、キャンプ場でありますとか、ドローンの製作会社等々を視察をしております。全議員出席をしております。

７月２７日、常任委員長・議会運営委員長研修会が御船町が行われております。私と各委員長出席をしております。このときはふるさと納税関係の効果及びその効果等についての講演会でありました。

それから、７月２８日～２９日にかけて、令和５年度の主要主軸事業の要望活動ということで、総務省及び参議院各議員のほうに要望、陳情を全議員でやっております。このときは、まだ金子大臣が総務大臣を離れるということはわかっておりませんでしたので、いわゆるタイムリミットになったかなあというふうに考えております。

次に、８月４日、内山村長の５期目就任の就任式に全議員出席をさせていただい

ております。それから、そのときは、たまたま人吉日向間の一般国道（３８８・４４６号）の整備促進期成会の総会がありまして、副議長に出席をしてもらっております。熊本市です。

それから、８月２４日、正副議長研修会が行われました。熊本市でありました。このときは五木村出身でありますけれども、国土館大学の池田教授の講演でありまして、ウクライナ情勢と昨今の世界の動きということで、講演を聴いたわけであります。

その次、８月２６日、広域行政組合議会の定例会が行われ、組合議員が出席しております。そのほか各月、全員協議会、それから定例の郡の議長会等々が行われております。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、一部事務組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議員、３番、中村龍喜議員より報告をお願いします。

３番、中村龍喜君。

○３番（中村龍喜君） おはようございます。それでは、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和４年第３回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和４年８月２６日に開催されました。

議事に入ります前に、先の山江村長改選で再選されました内山慶治村長よりあいさつがありました。

日程第２の会期の決定ですが、１日限りということで決定いたしました。

日程第４、議案第１３号、人吉球磨広域行政組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第５、議案第１４号、令和４年人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第１号）。

日程第６、認定第１号、令和３年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。この３件では一括して理事会代表理事から提案の説明を受け、日程第４、議案第１３号及び日程第５、議案第１４号については、執行部の補足説明を受けたあと質疑、採決を行い、原案どおり可決いたしました。

日程第６、第１号では、会計管理者の決算書の補足説明及び代表監査委員からの決算審査意見書の報告を受けたあと、追加日程第１、令和３年度会計特別委員会の設置がされ、決算の認定については同委員会に付託されました。

最後に、日程第７、委員会の閉会中の継続調査並びに審査については、議会運営

委員会委員長及び令和３年度決算特別委員会委員長からの申し出があり、申請書のとおり決定され、定例会を閉会しました。

以上、令和４年第３回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告いたします。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、７番、立道徹議員より報告をお願いいたします。

７番、立道徹君。

○７番（立道 徹君） それでは、人吉下球磨消防組合議会の報告をさせていただきます。

令和４年７月、第３回臨時会が、７月１１日午前１１時から、人吉球磨消防組合消防本部会議場にて行われました。

議事日程、日程第１、会期の決定は本日１日限りで、日程第２、会議録署名議員の指名は、人吉市選出の本村議員、錦町選出の竹田議員の指名でございます。

日程第３、議案第１号、令和４年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第２号）については、原案どおり可決されました。

日程第４、議案第２号、工事請負契約の締結については、西分署新庁舎建設工事でございます。人吉市の宮原建設が２億９００万円での契約金額となり、原案どおり可決されました。

日程第５、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告では、牛塚委員長より報告があり、報告事項として、１点目は西分署新庁舎更新事業の進捗について、２点目は本部中央消防署庁舎更新事業の進捗について、執行部より説明がありました。９月３日にはですね、西分署の起工式が行われております。２点目の本部中央消防署庁舎移転候補地の選定については、行政運営上の支障があることを考慮して、秘密会議であったので、報告は割愛されております。

以上で、人吉下球磨消防組合議会の報告を終わりたいと思います。

—————○—————

日程第４ 行政報告

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第４に入ります。

村長から行政報告の申し出があっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。議長には、発言の機会をありがとうございます。

本日、ここに令和４年第６回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中に全員ご出席をいただく中に開催できますこと、心から

感謝を申し上げたいと思います。

さて、今回の長崎、佐賀、福岡それから山陰地方に被害をもたらした台風11号でございますが、本村では大きな被害もなく、無事にやり過ごすことができたということでございます。特に特産の栗への被害を大変心配していたところでありますが、生産者の方も一安心されたのではないかと思います。ただ、台風シーズンは今からでございますので、緊張感を持ってさらに備えをしていきたいと思っております。

そして、ロシア・ウクライナ戦争によりまして世界経済が迷走をしております。平和的な解決が早期に図られまして、安定したエネルギーの運用と生活物資の高騰が収まり、暮らしの安定を強く願っているものであります。

それでは、先般の臨時会後の行政報告を、今回は簡潔に申し上げさせていただきますし、その後、村長再就任後の最初の議会でもございますので、所信表明を申し上げます。

それでは、行政報告でありますけれども、6月30日、職員退任式を行っております。

7月1日には教育長の就任式、辞令の交付式を行いました。異動辞令でございます。

2日、3日でありますけれども、郡民体育祭へ応援として参加をしてまいりました。

7月6日が先ほど議長からもありましたとおり、相良人吉線改良貫通促進期成会総会、7日が主要地方道坂本人吉線改良貫通促進期成会総会に出席しております。

7月9日、10日にかけて、郡民体育祭ソフトボールがございました。応援に駆けつけました。今年も準優勝ということで、昨年もそうでしたし一昨年もそうだったと思いますけれども、本当に球磨郡でもトップクラスの選手として活躍をする姿が頼もしく思えたところであります。

それから、7月13日、やまえ栗まつりの実行委員会を開催し、今年は感染対策をしながら、特に山江体育館への入場者をですね、1時間300人までとし、抽選をしてですね、栗まつりを開催するということに決まっております。開催日は9月の25日でございます。

それから、7月15日でありますけれども、令和5年度球磨郡の町村会管内事業要望ということで、農政にかかわる要望を九州農政局のほうに要望しております。

それから、7月17日は、郡民体育祭最後の種目であります陸上競技に参加しております。

7月26日、山江ソフトボールナイターリーグの開会式に参加しましたけれども、

年々減って今年はですね、4チームの参加でした。特に郡民体育祭出場者の方々がそれぞれのチームに分かれながら競技をされているということでありますし、しっかり技術の向上を願いながら、また、できれば数多くですね、ソフトボール愛好者の方々の参加による健康づくり、コミュニティづくりを進めていただきたいというふうに考えたところであります。

それから、7月28日は球磨郡町村会の管内主軸事業要望で、九州地方整備局、いわゆる国土交通省のほうに行っております。

7月29日は職員の退任式でございます。

それから、8月2日から3日にかけて、令和5年度管内主軸事業要望であります。東京のほうに出向きまして、県選出の国会議員の先生方、また霞が関のそれぞれの省庁の幹部の皆様方に、予算づけについて要望をしたところであります。

それから、8月4日でありますが、私の任期は8月2日から始まりましたが、村長の就任式を行っていただきました。議会の皆様方も本当にたくさんの方、ご参加いただきまして、心から感謝を申し上げます。

8月7日、山江果樹研究会栗出荷会議が改善センターで行われ、あいさつをしてきたところであります。

それから、8月9日、山江中学生海外語学研修参加者表敬訪問を受けました。今年も8名の方、シンガポールのほうに、今年もといいますか3年ぶりではありますが、学習に行ってくるということで訪問を受けたところでありますが、残念ながら3名の方がですね、コロナ感染症の関係で、5名の方だけが研修に行かれたということであります。

それから、8月10日、叙勲の伝達式は、田原龍太郎氏に伝達を行っております。

8月17日が決算意見書の提出を監査委員の方から受けておりますし、第2回目のやまえ栗まつりの実行委員会を開催しております。

それから、8月19日は球磨郡町村会の令和5年度のでありますが、管内主軸事業要望として、県知事、それから県議会議長のほうに要望活動を行ったというところであります。

8月25日、中学生海外語学研修、シンガポール研修の報告を受けたということであります。

8月26日、全国大会出場として、カヌーでですね、高校生の岡本君、それから迫田さんが大会に出場されておりますので、その激励金を交付させていただきました。

それから、9月2日でありますけれども、川辺川ダム建設促進協議会の熊本県知事要望ということで、12市町村首長、全員本人出席の中で、ダム促進について要

望活動を行ってきたところでございます。

それから、9月5日であります、城内団地団地工事安全祈願祭といたしまして、2年2カ月経ったということでもありますけれども、ここにきてやっと新しい復旧・復興の一步を踏み出すことができたと思っております。来年の3月の建設工事完成、竣工を目指して工事が始まったということでございます。

それから、災害警戒対策本部会議、台風11号に向けての本部会議を開催し、明るいうちの避難ということで、台風でありますのでそんな大きな被害はなかったわけですが、どういふ被害が起きるかなかな予想しづらいということもあり、高齢者避難情報を出させていただいたところでございます。

それでは、所信の表明につきましてあいさつを申し上げます。

先ほど申し上げましたが、既に8月2日から5期目の村政運営が始まりまして一月が過ぎました。8月4日の初登庁の折には、議員の皆様にも出迎えいただきまして、心から感謝を申し上げます。

今回の立候補に当たりましては、再度村民の皆様との意見交換を行う中に、新しく公約、マニフェストをつくりまして、いろんな場面でそれぞれのメニューについて申し上げてきたところであります。改めまして、この議会の場で、5期目に当たっての決意を申し上げさせていただきたいと思います。

最初に、復旧と復興についてであります。令和2年7月豪雨災害から2年と2カ月が過ぎました。まず、復旧の状況であります、未だ復旧工事は、金額ベースでは23%程度しか進捗しておらず、このことが今回の災害の大きさを物語っておるところでございます。

その中で、一昨日、城内団地の既設公営住宅災害復旧工事の安全祈願祭を終えることができました。来年3月竣工に向けて建築工事が始まったということでございます。このことは仮設住宅にお住まいの方全員にとり、大きな復旧・復興の一步でございます。

住宅入居希望の方は、来年の4月の入居へ向けて安心されておられようかと思いますし、また、住宅を新しく建設される方もおられますし、及びインフラ避難の方々もおられますが、その方々にとりまして、仮設の住宅での生活から、元の暮らしに戻るために決意を新たにされている祈願祭だというふうに考えますし、そのためにも一日でも早く元の生活に戻っていただくために、復旧工事の早期完成を急ぐという決意でございます。いずれにいたしましても来年、全員の仮設の入居者の方々が、希望どおり以前の生活を始めことができるよう、しっかり寄り添ってまいります。

次に、復興関連事業であります。これについては、鎮山親水の理念のもと、復興、

むらづくりの大きな旗印として、また、役場全体の事業の旗印として、今後4年間の村政運営を行っていきたいと決意を新たにいたしております。

鎮山親水とは、自然との向き合い方を考え、行動をしていくことであります。その中で、今までに熊本県に何度となく要請をしてきました万江川流域の河川整備でありますけれども、このたび熊本県が主体となり、球磨川水系流域治水プロジェクトの一環として、万江川で大規模特定砂防事業、これは土砂洪水氾濫防止対策でありますけれども、に新規着手されることになります。この事業は、洪水時の土砂流出に伴う氾濫対策で、砂防事業、それから河川整備事業、そして治山事業による整備が実施されることになります。万江川流域の環境に配慮しながら、砂防堰堤や係留保全工の整備が始まります。既に新聞報道等にもありますけれども、総事業費は58億円でございます。事業期間は10年間であります。

今後は村民の方々が安全で安心して暮らせるための全体計画の策定に向け、学識者で構成する委員会が立ち上がるという予定でありますし、意見を調整していかれることになっております。熊本県、これは全国の都道府県でも初めての事業と聞いておりますが、その進捗につきましては、議会、村民の皆様へこまめな説明を行っていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

加えて村では、令和2年度に策定した復興計画に沿って事業を展開しながら、村民参加による復興むらづくりをも進めてまいります。今回の補正予算では、1,000万円程度の森づくり、森林整備のための予算計上を提案しておりますけれども、今後とも鎮山のための森林整備や林道・作業道の整備、人材の育成、木材活用の普及推進にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、親水のための親水公園も県の事業に併せて整備していきたいと思っております。今回は予算計上しておりませんが、議員の皆様にも事業の正当性は認めてもらっておるところでありますので、予算計上の折にはよろしくご理解をお願いしたく存じます。

併せて、寄贈をいただいております石倉の整備についても、復興のシンボル事業として、現在その案を石倉の活用委員会において積み重ねてもらっておるところでございますが、令和5年度の地方創生拠点整備事業として、国のほうに予算を獲得したいと、お願いをしたいと考えているところでございます。

また、昨今の異常気象による大災害は、地球温暖化を大きな原因の一つとして引き起こしております。この多発化する大災害の抑制のためには、我々一人一人が脱炭素社会の実現のために努力をしなければいけないと思います。今、政府をはじめ各業界においても力強くSDGsの社会実現が叫ばれているところでありますが、行政の役割として、役場としてもゼロカーボンの宣言の中で、脱炭素社会の実現の

ための事業として、自然エネルギーを活用した地域社会づくりに引き続き取り組んでいきます。

次に、福祉の充実であります。

今や日本は人口減少国でございます。高齢化社会がいつそう進む中で、高齢者の方が元気に暮らせるための健康寿命を延ばす事業に引き続き取り組んでいきます。併せて、健康を維持できない方もおられますので、そういう方に対しては、介護医療事業を充実させていきます。

一方、若い世代の子育て支援については、他の町村に先駆けて給食費の無料化など、子育て支援策を講じてきましたけれども、子育てしやすい環境づくりをさらに推進してまいります。

次に、産業の育成支援でありますけれども、現在、栗のブランド化をはじめ特用林産物の商品開発、柚子等の農林産物の加工により商品開発などを行っておりますが、引き続き事業推進に当たります。特に栗については、「やまえ栗」条例にありますように、栗生産者の方々が積極的に栗を生産していただくことについて、役場の役割としてしっかり支援をする。また、村民の方々、その栗をしっかり活用しながらですね、栗を楽しむというようなことについて、ご理解をいただきながら推進していきたいと思っておりますし、そのことにより広くやまえ栗をよそに出していければというふうに思っております。

いわゆる、産業の振興策は、農業の総生産高、林業の総生産高を上げることにあります。林業につきましては、年間に20億円から30億円ありました林業の総売上高でありますけれども、現在は2億円ともいわれ10分の1になってきております。さらに12、3億円あったという農業総生産につきましては、現在5、6億円で2分の1に落ちておるところであります。このGDP、いわゆる農業総生産を増やすことが、所得の向上につながるということでもございますし、特に生産した農・林産物をそのまま流通にまわすというだけじゃなく、しっかり加工しながら、その農業総生産額を上げていき、流通にまわすということについての支援を引き続きしていきたいと考えております。

そして、昨今の大きな課題は、後継者の問題でございます。後継者不足はあらゆるところで叫ばれ、さらに人口減少社会の中で、いよいよ将来に対する対策が喫緊の課題となってまいりました。人吉球磨の人口は8万9,000人から8万2,000人と5年間で7,000人、国勢調査でありますけれども、超える人口減少でございます。2年間で山江村が無くなるような勢いで人口が減ってきております。その後継者対策として、特に若い人が活躍できる事業を、本村の基幹産業である農業、林業の後継者育成のために事業を興したいと考えております。

最後に人材の育成であります。今、申し上げた後継者対策も人材育成の事業でありますけれども、山江未来塾百人委員会や災害復興のための委員会は、村民の皆様方が村民の村民による村民のための事業として位置づけられ、実践をされております。郷土愛、好きな山江村をもっと良くしたいという思いの中で、様々な実践活動が続いております。

昨日の人吉新聞には、百人委員会栗部会が販売されたやまえ栗が、10分間で売り切れたという記事がありました。村民の方々のそういうむらづくり活動を通して、生きがいのある輝く人づくりの事業を引き続き支援をしていきます。

また、学校教育の充実ですが、本年も全国学力調査の結果は、熊本県、全国の平均点を大きく上回りました。さらには全国1位の県をも上回る素晴らしい結果でありました。さらに学力の充実とともに、将来にわたり人格的にも尊敬される人材の育成を目指していきます。加えて、男女共同参画社会の実現に努め、誰しもいきいきと生活できる社会づくりを目指します。

以上、5期目に当たっての村民の皆様にご覧いただき約束してきました基本的なことを申し上げました。9月議会におきましても早速予算反映をと考えたところではありますけれども、現在は年度途中でありますし、鎮山親水の鎮山にあたる森林整備に関する予算は若干計上しておりますが、本年度は復旧工事などの予定している事業を急ぐことが、村民の皆様方の負託にこたえる最優先課題だと考えております。

これまでに述べさせていただきました案件につきましては、令和5年度事業より具体的に職員とともに進めていけたらと思っておりますので、議員、村民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

最後に、昨今は冒頭に申し上げました復旧・復興の課題に併せまして、コロナ感染症対策、原油物価高対策と次から次へと我々の生活をそういう課題が襲ってきております。これまで様々な対策を講じてきておりますけれども、引き続き、国・県と連携をしながら、今やらなければならない課題として捉えまして、その対策を充実をさせていくことにしております。

そして、人々が快適で安心して暮らせる。そして安全で暮らせるためには、コミュニティの形成が必要なことを今次災害が教えてくれました。2年間の災害には400名を超える方々が災害支援のために、またボランティアで山江村での活動をいただいております。東北震災の折には、「絆」という言葉が注目を浴びましたが、まさにコミュニティを強化していくことが災害に強い復興の原動力になっております。

私は20年前、初めて村長選挙に立候補するときから、かちやりのむらづくりを唱えてきました。幸い、まだまだ我が山江村におきましては、かちやりの精神が根

付いていると感じます。それは足を引っ張りあうのではなく、お互いに協力しながら暮らしていくことであり、さらに困っている人がいたら寄り添う心、助け合う精神だと思っております。このかちやりの精神こそひいては交流人口、関係人口をも増やし、活力あるむらづくりの原動力となり、力強く将来を生き抜く山江村の姿があらうかと考えます。改めて、村民各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日、村長提案の議案につきましては、人事案件が2件、条例の改正、制定案件が3件、同文議決案件が1件、公共工事契約案件が2件、令和3年度の決算の認定案件が7件、令和4年度補正予算案件が7件の合計22件でありますけれども、どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げ、所信表明のあいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告が終わりました。

—————○—————

日程第5 同意第4号 山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第5、同意第4号、山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第4号についてご説明を申し上げます。

山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村監査委員に選任したいので、同意を求めているものでございます。令和4年9月7日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治といたしております。

記といたしまして、表を掲げさせてもらっておりますが、読み上げさせていただきます。選任区分は、識見を有する者でございます。住所につきましては、山江村大字山田甲1726番地1、氏名が豊永知満、敬称略します。生年月日につきましては、昭和31年6月8日でございます。任期が令和4年9月9日から令和8年9月8日までの4年間となっております。

提案理由でございます。任期満了に伴いまして、豊永知満氏を適任者と認め、選任するために、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくものでございます。

現監査委員であります木下久人委員の任期満了による辞任の申し出がございました。それに伴いまして、豊永知満氏を適任者と認め、監査委員に選任をさせていただくものでございます。

豊永知満氏は、現在66歳で、昭和52年に役場に入庁されまして、平成29年に総務課長として役場を退職されました。行政経験40年間積んでこられておりますし、財務管理等に対し優れた識見を有しておられることから、適任者と認め、選任したいということでございます。

経歴を若干申し上げますと、昭和52年3月7日に役場入庁以来、様々な課をまわられました。特に課長として議会事務局長、産業情報課長、産業振興課長、税務課長、総務課長としてたくさんの課をまわっておられますし、その識見もおありでございますので、同意を求めさせてもらうものでございます。任期は4年でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ただいま先議議題案件について提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。議案検討のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、しばらくのあいだ暫時休憩といたします。再開時刻を10時55分といたします。

—————○—————

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開いたします。

先議依頼のありました同意第4号について、質疑、討論、採決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則の規定を守って質疑をお願いいたします。

日程第5、同意第4号、山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者の起立〕

○議長（中竹耕一郎君） 起立全員です。お座りください。したがって、同意第4号は

原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 6 同意第 5 号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 6、同意第 5 号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第 5 号についてご説明を申し上げます。

山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村教育委員会委員に任命したいので、同意を求めるというものでございます。令和 4 年 9 月 7 日、本日提出であります。村町名でございます。

記として表を掲げておりますが、住所については、山江村大字山江乙 1 9 9 9 番地の 1 でございます。氏名が横山理恵、敬称を略しております。生年月日につきましては、昭和 4 1 年 1 2 月 2 3 日生まれです。任期が令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 8 年の 9 月 3 0 日までとなっております。

提案理由でございますが、任期満了に伴いまして、引き続き横山理恵氏を適任者と認め任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくものでございます。

この横山理恵氏でございますけれども、平成元年 3 月に佐賀大学の教育学部を卒業されておまして、平成 2 3 年から 2 4 年にかけて山田小学校の学校評議員として就任をいただいておりますし、平成 3 1 年度から令和元年度には人吉高校の秀麗会の副会長という役職に当たられております。

教育委員会の履歴といたしまして、平成 2 6 年からこれまで 2 期を務めていただきましたけれども、今回お認めいただくということであれば、第 3 期目の任期が始まるということでもあります。この横山氏、青少年健全育成としてのバドミントンを通してのスポーツ指導にも当たっておられますし、教育委員として適任者として認めまして、同意をお願いしたいというものでございます。以上でございます。

-----○-----

日程第 7 議案第 4 6 号 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 7、議案第 4 6 号、山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第４６号についてご説明を申し上げます。

山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、改正育児介護休業法の一部施行に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

１枚開けていただきますと、一部を改正する条例でありますし、途中から新旧対照表を掲げさせてもらっております。改正の概要であります。今回の改正の主なものは、出生後８週までは育休として１回のみ育休を取得可能でありましたが、今後は８週まで分割して２回取得可能になったということでございます。それから、出生後８週から１歳までの育児休業の取得回数は、１回のみということでありましたけれども、夫婦とも分割して２回の取得が可能になったということでございます。育休開始日が今まで１歳か１歳半に限定されていたのが、今回の改正で育休開始日の年齢が限定されなくなったということでございます。

この条例につきましては、附則といたしまして、令和４年１０月１日から施行させていただきますというものでございます。以上でございます。

—————○—————

日程第８ 議案第４７号 山江村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第８、議案第４７号、山江村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第４７号についてご説明を申し上げます。

山江村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村人権擁護に関する条例の一部を次のように改正するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、部落差別の解消の推進に関する法律（平成２８年法律第１０９号）を適正に推進するに当たりまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をするものでございます。

１枚開けていただきますと、改正する条例を掲げてありますし、最後のページ、新旧対照表を掲げておりますけれども、本条例は、日本国憲法の理念に基づきまして、村民が相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすとともに、平和で明るい地域社会の実現に寄与するものでございます。

人権・同和施策の推進に当たり、国・県、市町村及び関係団体との連携が不可欠ということであることから、協力体制の必要性を明確化いたしまして、相談体制の整備に資するために改正するというものでございます。県の要請を受けて、今回球磨郡の全町村ともこの条例を出すというようなことでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

日程第 9 議案第 48 号 山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 9、議案第 48 号、山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 48 号についてご説明を申し上げます。

山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村営住宅条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正等によりまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。いわゆる上位法に併せて改正するものでございます。

1 枚開けていただきますと一部を改正する条例でございますし、最後に新旧対照表を添付させてもらっておりますけれども、概要といたしまして、上位法であります公営住宅法施行令に第 10 条として、公営住宅の明け渡しの請求に係る収入基準を定める場合の基準が追加されております。

また、同じく上位法である公営住宅法施行規則では、第 7 条の削除に伴う各項の繰り上げと、第 8 条、第 9 条に公営住宅法 16 条第 4 項の国土交通省令に定める者に関する条項が追加されておりますので、条項の番号が改正されたために、本条例に併せて、いわゆる上位法に併せて改正するというものでございます。併せて文言についても修正を行うものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

日程第 10 議案第 49 号 川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 10、議案第 49 号、川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託についてを議題とし、提案者の説明を認めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第４９号についてご説明申し上げます。

川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託についてでございます。

川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、川辺川地区国営造成施設等の水利施設管理強化事業に係る事務を委託しようとするときには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２の２第３項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

１枚開けていただきますと、委託に関する規約を掲げさせてもらっておりますけれども、この議案につきましては、６カ町村の同文議決であります。国営参加自治体の６カ町村の同文議決でありまして、６カ町村が行います国営川辺川農業水利事業造成施設及び国営附帯県営事業造成施設に係る水利施設強化事業に関する事務の一部を錦町に委託をするというものでございます。現在、錦町と山江村を含む関係５市町村が、令和４年９月議会に上程し、いわゆる今回の議会に上程し、議会承認後、契約を締結させていただくというものでございます。

附則といたしまして、この規約は、令和４年１０月１日から施行させていただくというものでございます。

—————○—————

日程第１１ 議案第５０号 公共工事請負契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第１１、議案第５０号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第５０号についてご説明を申し上げます。

公共工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり公共工事請負契約を締結するものでございます。本日提出でございます。

記として表を掲げさせておりますけれども、読み上げさせていただきたいと思えます。

工事名につきましては、令和３年度繰越山江村公営住宅整備事業、これは城内団地の新築工事でございます。事業量につきましては、建築戸数が８戸、建築面積、Ａが６２４．９平方メートル、建築主体工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式であります。契約金額につきましては、１億７，６６３万３００円でございます。契約の相手方でございますけれども、熊本県人吉市城下町１０８８、株式会

社速永工務店代表取締役、速永一郎、敬称を略しておりますとなっております。入札の方法は随意契約でございます。

提案理由でございますが、この工事請負契約の締結については、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるために提案をさせてもらうということでございます。特に入札の方法、随意契約と申しましたけれども、令和4年3月に実施した設計施工一括方式による事業者選定委員会設置して、プロポーザルにて選考いたしました。その第一候補者と令和4年4月に基本協定を締結させてもらっております。今回基本協定に基づきまして、随意契約による締結を行わせてもらうというものでございます。ご案内の被災した村営住宅、城内団地の災害復旧工事でございます。以上でございます。

-----○-----

日程第12 議案第51号 公共工事請負契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第12、議案第51号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第51号についてご説明を申し上げます。

公共工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり公共工事請負契約を締結するというものでございます。本日提出であります。

記として表を掲げておりますけれども、読み上げさせていただきます。

工事名が、令和4年度山江村自然休養村管理センター大規模改修工事でございます。事業量につきましては、既存の建物一部解体工事が一式、既存の建物耐震補強工事が一式、増築部の建築本体工事が一式、増築部の電気設備工事が一式、同じく、増築部の機械設備工事が一式となっております。契約金額につきましては、1億230万円でございます。契約の相手方でございますが、熊本県人吉市土手町3番地、株式会社岩井工務店代表取締役、岩井和彦、敬称を略しました。入札の方法でございますが、指名競争入札にて行っております。

提案理由でございますが、この工事請負契約の締結につきましては、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。いわゆる5,000万円以上の契約でございます。

この概要でございますが、当該施設につきましては、いわゆる自然休養村管理センターにつきましては、令和2年7月豪雨により大規模な雨漏りが発生しております

した。それ以来、施設としての機能が停止している状況でございます。本施設は万江小学校の運動施設として利用、併用をしております、今後は万江地区の避難所として機能を持たせることから、大規模改修が必要であるということでございます。

また、この施設につきましては、昭和５６年に建設されたものでございまして、現在の耐震基準に達していないということでもありますから、同時に耐震工事を行いながら本工事を実施するというものでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第１３、認定第１号から日程第１９、認定第７号まで、令和３年度山江村一般会計及び特別会計決算の認定となっております。

ここでお諮りします。山江村議会会議規則第３６条の規定により、一括上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。一括上程をいたします。

-----○-----

日程第１３ 認定第１号 令和３年度山江村一般会計決算の認定について

日程第１４ 認定第２号 令和３年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

日程第１５ 認定第３号 令和３年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

日程第１６ 認定第４号 令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

日程第１７ 認定第５号 令和３年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

日程第１８ 認定第６号 令和３年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

日程第１９ 認定第７号 令和３年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） それでは、日程第１３、認定第１号、令和３年度山江村一般会計決算の認定について、日程第１４、認定第２号、令和３年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について、日程第１５、認定第３号、令和３年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について、日程第１６、認定第４号、令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について、日程第１７、認定第５号、令和３年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について、日程第１８、認定第６号、令和３年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について、日程第１９、認定第７号、令和３年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定につ

いてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、認定第１号についてご説明申し上げます。

令和３年度山江村一般会計決算の認定についてでございます。令和３年度山江村一般会計決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するため提案をさせていただくというものでございます。

次に、認定第２号でございます。令和３年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてでございます。令和３年度山江村特別会計国民健康保険事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するため提案をさせていただくというものでございます。

次に、認定第３号でございます。令和３年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてでございます。令和３年度山江村特別会計簡易水道事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するため提案をさせていただくというものでございます。

次に、認定第４号でございます。令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてでございます。令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するため提案をさせていただくというものでございます。

次に、認定第５号でございます。令和３年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてでございます。令和３年度山江村特別会計介護保険事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するため提案をさせていただくというものでございます。

次に、認定第６号でございます。令和３年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてでございます。令和３年度山江村特別会計後期高齢者医療事業

決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案をさせていただくというものでございます。

最後に、認定第7号でございます。令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてでございます。令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。令和4年9月7日提出、本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第233条の第3項の規定によりまして、議会の認定に付するために提案をさせていただくというものでございます。

決算の説明につきましては、会計管理者が説明をいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 一二三会計管理者。

○会計管理者（一二三信幸君） それでは、認定第1号から認定第7号まで、令和3年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、主に実質収支に関する調書にてご説明申し上げます。

お手元の令和3年度歳入歳出決算書綴りをご覧ください。はじめに、56ページをお開きください。令和3年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。収入総額51億8,763万5,113円、歳出総額44億9,818万3,848円、歳入歳出差引額6億8,945万1,265円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額ですが、3,197万1,000円、事故繰越繰越額が25万9,000円、合計の3,223万円となっております。実質収支額は6億5,722万1,265円となります。

次に、57ページをお開きください。歳入歳出決算比較分類図表でございます。科目ごとの割合を円グラフで示しています。歳入におきましては、地方交付税が19億7,069万3,000円で全体の37.99%、国庫支出金が14億2,904万4,737円で全体の27.55%を占めております。歳出におきましては、災害復旧費が最も多く、9億558万7,693円で全体の21.24%を占めています。次いで総務費が9億1,065万3,216円で全体の20.25%となっております。

次に、58ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。公有財産、1、土地及び建物でございます。土地の増加につきましては、万江字中津留の公営住宅建設用地及び山田字西永シ切の土捨て場用地取得によるものであります。建物の減少につきましては、令和2年7月豪雨災害により被災した城内団地の解体によるものでございます。

次に、５９ページをお開き願います。有価証券及び出資による権利でございますが、前年度からの増減はございません。２の基金でございますが、一般会計基金の状況につきましては、新規積立金が４億７６４万６,３７６円、取崩しが１億３,９５７万２,０００円、利子の総額が２０５万７２６円で、決算年度中２億７,０１２万５,１０２円の増となります。年度末現在高は２３億８,４５７万６,９０４円となっております。右側にその他の基金とありますが、利子合計１９８円の増加で、決算年度末現在高は６,７４３万５,９００円でございます。貸付金につきましては、株式会社やまえからの償還金１００万円があり、決算年度末現在高は３００円の残となっております。

次に６１ページをご覧ください。物品に関する調書でございます。令和３年度に物品の掲載基準の見直しを行い、山江村備品管理規定に基づき、原則公用車及び１点の取得価格または評価価格が１００万円以上の物品を掲載することとしましたので、これに該当しない物品を減少として表記させていただいております。

なお、１００万円未満の備品並びに今回掲載から外した物品につきましては、今後も管理規定に基づき適切に管理を行ってまいります。

以上が一般会計でございます。

次に、７７ページをお開き願います。国民健康保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額４億７,０７１万１,０００円、歳出総額４億４,０２２万６,３７９円、実質収支額３,０４８万４,６２１円となっています。

次に、７８ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。基金、国民健康保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は２,９９９万８,３０７円の減で、取崩し額３,０００万円、利子１,６９３円となっています。決算年度末現在高は６０９万７,３２９円となっています。

次に、９０ページをお開き願います。簡易水道事業会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額１億７,２０８万８,８６４円、歳出総額１億７,０３７万９,６２１円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額が１０万円となっております。実質収支額が１６０万９,２４３円となっております。

次に、９１ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。基金、簡易水道事業財政調整基金でございますが、決算年度中の増減高は３２０円の利子による増で、決算年度末現在高１,６００万５,９６８円となっております。

次に、１０２ページをお開きください。農業集落排水事業会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額１億５,０２６万６,９７２円、歳出総額１億４,３９９万１,４６４円、実質収支額６２７万５,５０８円となっております。

次に、１２０ページをお開き願います。介護保険事業会計の実質収支に関する調

書でございます。歳入総額４億９,８２４万６,２７１円、歳出総額４億６,００３万４,７９６円、実質収支額３,８２１万１,４７５円となっております。

次に、１２１ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。基金、介護保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は１,４８４円の利子による増で、決算年度末現在高が７,４２５万２,１９９円となっております。

次に、１３１ページをご覧ください。後期高齢者医療事業会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額３,８８８万４,４２０円、歳出総額３,７４１万４,６５１円、実質収支額が１４６万９,７６９円となっております。

次に、１４２ページをお開き願います。ケーブルテレビ事業会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額が６,５００万３,５７０円、歳出総額が５,６８３万３０９円、実質収支額が８１７万３,２６１円となります。

上記のとおり精算したところ相違ありません。令和４年７月１日、山江村会計管理者、一二三信幸。

審査の結果相違ないものと認める。令和４年８月９日、山江村監査委員、木下久人、同じく山江村監査委員、西孝恒。

上記のとおり監査委員の審査に付したところ、不都合がないので議会の認定に付します。令和４年９月７日、山江村長、内山慶治。

以上で、令和３年度山江村一般会計及び特別会計決算の説明を終わります。

—————○—————

日程第２０ 議案第５２号 令和４年度山江村一般会計補正予算（第４号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第２０、議案第５２号、令和４年度山江村一般会計補正予算（第４号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第５２号についてご説明を申し上げます。

令和４年度山江村一般会計補正予算（第４号）でございます。令和４年度山江村の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところにするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６億１,６７１万２,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６０億４,４３３万５,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、議案第52号について説明をいたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、主なものについて説明をいたします。

款9、地方交付税、200万円を追加するものでありまして、普通交付税額の確定によるものでございます。款14、国庫支出金、998万9,000円を減額するものでありまして、林道施設災害復旧事業費補助金などの減額であります。款15、県支出金、201万6,000円を追加するものでありまして、保育対策総合支援事業補助金などでございます。款17、寄附金、8,000万円を追加するものでありまして、ふるさと応援寄附金でございます。款18、繰入金、2,074万2,000円を追加するものでありまして、森林環境譲与税基金及び特別会計からの繰入金でございます。款19、繰越金、5億1,972万1,000円を追加するものでありまして、前年度の繰越金確定によるものでございます。

歳入合計、補正前の額に6億1,671万2,000円を追加しまして、60億4,433万5,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出でございますが、主なものについて説明をいたします。

款2、総務費、2億4,122万4,000円を追加するものでありまして、ふるさと応援寄附金の増加に伴います謝礼等の経費及びふるさと応援基金や財政調整基金などへの積立金などでございます。款3、民生費、886万6,000円を追加するものでありまして、福祉事業費の実績に伴います国県支出金の返還金及び保育環境改善事業補助金などでございます。款4、衛生費、1,231万1,000円を追加するものでありまして、特別会計簡易水道事業への繰出金及び新型コロナウイルスワクチン予防接種費の実績に伴います国庫支出金の返還金などでございます。款5、農林水産業費、1,140万2,000円を追加するものでありまして、林地台帳システム改修委託料及び林業従事者育成支援や再造林間伐、主伐搬出経費に対する補助金などでございます。款6、商工費、457万8,000円を追加するものでありまして、山江温泉「ほたる」の改修工事請負費などでございます。款7、土木費、515万円を追加するものでありまして、道路維持補修工事請負費などでございます。

3ページをご覧ください。款12、予備費を3億3,238万1,000円追加しまして、歳出合計、補正前の額に6億1,671万2,000円を追加しまして、60億4,433万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第 2 1 議案第 5 3 号 令和 4 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第 2 号)

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 2 1、議案第 5 3 号、令和 4 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 5 3 号についてご説明を申し上げます。

令和 4 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）でございます。

令和 4 年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,018 万 7,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,061 万 3,000 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第 5 3 号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。

款 6、県支出金につきましては、国民健康保険給付事業の実施に伴いまして、事業の円滑化を図るための事業経費として、特別調整交付金、19 万 8,000 円を増額するものでございます。款 10、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額、1,998 万 9,000 円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に 2,018 万 7,000 円を増額しまして、4 億 4,061 万 3,000 円とするものでございます。

次に、2 ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。

款 1、総務費につきましては、令和 4 年度未就学児均等割保険料算定システムの導入に係る経費、19 万 8,000 円を増額するものでございます。款 10、予備費につきましては、1,998 万 9,000 円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額に 2,018 万 7,000 円を増額しまして、4 億 4,061 万 3,000 円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 5 4 号 令和 4 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 2 号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 2 2、議案第 5 4 号、令和 4 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 2 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 5 4 号についてご説明を申し上げます。

令和 4 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 2 号）でございます。令和 4 年度山江村の簡易水道事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,115 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,615 万円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

地方債の補正でございますが、第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によるものがございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第 5 4 号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、款 6、繰入金、一般会計からの繰り入れとして 611 万 5,000 円追加、款 7、繰越金、前年度の決算額の確定により 16 万 5,000 円減額、款 9、村債、起債の借り入れとして 520 万円追加、歳入合計、補正前の額に 1,115 万円追加しまして、1 億 7,615 万円とするものがございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、款 2、簡易水道事業費、電気料高騰に伴う光熱費の追加及び施設の修繕並びに管路の整備として 1,115 万円追加、歳出合計、補正前の額に 1,115 万円追加しまして、1 億 7,615 万円とするものがございます。

3 ページ目をお開きください。第 2 表、地方債補正でございます。

1、変更、起債の目的、簡易水道事業でございます。限度額を 3,010 万円から 3,530 万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第 2 3 議案第 5 5 号 令和 4 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第 2 号)

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 2 3、議案第 5 5 号、令和 4 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 5 5 号についてご説明を申し上げます。

令和 4 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）でございます。
令和 4 年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,310 万 3,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,575 万 2,000 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正ですが、第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第 5 5 号についてご説明いたします。

1 ページ目お開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、款 5、繰越金、前年度の決算額確定により 310 万 3,000 円追加、款 7、村債、起債の借り入れとして 3,000 万円追加、歳入合計、補正前の額に 3,310 万 3,000 円追加しまして、1 億 9,575 万 2,000 円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、款 2、農業集落排水事業費、電気料高騰に伴う光熱費の追加並びに管路整備のため 3,373 万円追加、4、予備費を 62 万 7,000 円減額しまして、歳出合計、補正前の額に 3,310 万 3,000 円追加しまして、1 億 9,575 万 2,000 円とするものでございます。

3 ページ目をお開きください。第 2 表、地方債補正でございます。1、変更、起債の目的は農業集落排水事業でございます。限度額を 2,770 万円から 5,770 万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

—————○—————

日程第 2 4 議案第 5 6 号 令和 4 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 2

号)

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第24、議案第56号、令和4年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。

令和4年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）でございます。令和4年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,830万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,337万9,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。本日提出でございますが、内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第56号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。

款8、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額2,914万4,000円を追加するものがございます。款9、諸収入につきましては、前年度給付費実績によります国庫及び県費支出金の減額でございまして、84万円を減額するものがございます。

歳入合計、補正前の額に2,830万4,000円を増額しまして、5億2,337万9,000円とするものがございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、主なものにつきまして説明いたします。

款5、諸支出金につきましては、718万5,000円を増額するものございまして、前年度の給付費等の確定によります国及び県及び支払基金への返還金386万1,000円、一般会計への繰出金332万4,000円となっております。款8、予備費につきましては、2,100万2,000円を追加するものがございます。

歳出合計、補正前の額に2,830万4,000円を増額いたしまして、5億2,337万9,000円とするものがございます。

以上、説明を終わります。

—————○—————

日程第25 議案第57号 令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算

(第1号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第25、議案第57号、令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第57号についてご説明を申し上げます。

令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）でございます。
令和4年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,413万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは議案第57号につきまして説明いたします。

1ページ目をご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。

款4、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額113万3,000円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に113万3,000円を増額しまして、4,413万3,000円とするものでございます。

次に、2ページ目をご覧ください。歳出につきまして説明いたします。

款4、予備費につきまして、113万3,000円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額に113万3,000円を増額しまして、4,413万3,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第26 議案第58号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第2号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第26、議案第58号、令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、最後の議案であります。議案第５８号についてご説明申し上げます。

令和４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第２号）でございます。令和４年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第２号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１１０万５,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５,０４９万２,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課主幹が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 尾方企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（尾方義和君） それでは、議案第５８号について説明いたします。

１ページ目をご覧ください。歳入でございますが、款３、繰入金、１００万円を減額するものでございます。款４、繰越金、２１７万３,０００円を追加するものでありまして、前年度からの繰越金の確定によるものでございます。款５、諸収入、６万８,０００円を減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額に１１０万５,０００円を追加いたしまして、５,０４９万２,０００円とするものでございます。

次に、２ページ目をご覧ください。歳出でございます。款１、総務費、７万３,０００円を追加するものでありまして、消費税を納入するための追加でございます。款４、予備費を１０３万２,０００円追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額に１１０万５,０００円を追加いたしまして、５,０４９万２,０００円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第２７ 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第２７、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第１２６条の規定により、お手元に配付しております内容で議員を派遣するものです。

これで提案理由の説明は終わりました。

また、６月議会定例会以降、陳情書が１件提出され、議会へ届いております。

この件については、それぞれ議員各位へ資料を配付することといたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時58分

第 2 号

9 月 1 2 日 (月)

令和4年第6回山江村議会9月定例会（第2号）

令和4年9月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん

2番 久保山 直 巳 君

3番 中 村 龍 喜 君

4番 赤 坂 修 君

5番 森 田 俊 介 君

6番 横 谷 巡 君

7番 立 道 徹 君

8番 西 孝 恒 君

9番 中 竹 耕一郎 君

10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君

副 村 長 北 田 愛 介 君

教 育 長 藤 本 誠 一 君

総 務 課 長 平 山 辰 也 君

税 務 課 長 迫 田 教 文 君

企 画 調 整 課 主 幹 村 隆 幸 君

産 業 振 興 課 長 松 尾 充 章 君

健 康 福 祉 課 長 今 村 禎 志 君

建 設 課 長 清 永 弘 文 君

教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君

会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第２、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、５名の議員から一般質問の通告がなされております。通告の順に従いまして、許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせまして６０分といたしますが、質問される議員におかれましては、提出されました通告の内容に沿って、適切な質問をしていただきますよう要望をいたします。また、質問の際、答弁の繰り返し等がないようご注意ください。一方、執行部におかれましても、簡潔にわかりやすく答弁いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに４番、赤坂修議員より、１、老人クラブについて、１、山田地区の集落営農についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。４番、赤坂修君。

赤坂 修君の一般質問

○４番（赤坂 修君） おはようございます。４番議員、赤坂です。議長より発言の許しがありましたので一般質問をいたします。

今回の質問は、１点目として老人クラブについて、２点目、山田地区の集落営農についてということで通告しております。今回の一般質問は、任意団体に関する一般質問になりますが、なかなか難しい問題でまとまりのない質問になるかと思いますが、早急な対応が必要だと考えておりますので、積極的な答弁を期待いたしまして一般質問をいたします。

１点目、老人クラブについてお聞きしたいと思います。

まず、老人クラブについて、過去５年間で老人クラブ数、会員数はどのように変遷しているのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

過去５年間の村内老人クラブ数と会員数をお示しさせていただきます。平成３０年度、１１クラブ４００名、平成３１年度、令和元年度になりますが１１クラブ３

86名、令和2年度、11クラブ362名、令和3年度、10クラブ304名、令和4年度、9クラブ257名となっております。

クラブ数につきましては、過去5年間で2クラブが減少している状況でございます。また会員数につきましては、毎年少しずつ減少いたしまして、5年間で143名が減っているといったような状況でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今、5年間の令和4年度までのクラブ数、また会員数について答弁をいただきましたけれども、平成29年度についてはですね、クラブ数が14、会員数が459名ということで、平成30年度3クラブの減になっております。会員数ではここで59名減になっておりますけれども、5年間で、現在は9クラブで会員数が257名ということで、平成30年度から令和4年度まで143名が減少しているということですが、少子高齢化で高齢者人口が増加しているにもかかわらず会員数は年々減少している、これは全国的に会員数の減少が言われているところですが、会員数減少の要因について、どのように分析されておられますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

山江村老人クラブ連合会の会則によりますと、おおむね60歳以上の者、ただし、60歳未満の入会希望を妨げないでございます。

さて、村内の現状を見ますと、60歳未満の方は当然現役でお仕事をされておられる状況です。また60歳以上となられた方におきましても年金受給を開始されるまでの期間、それぞれ何らかの形で継続して勤務されております。村の主産業でもあります農林業分野におきましても、70歳、80歳を超えましてもまだまだ現役で活躍をされている現状もございます。国内全般に言えることですが、健康寿命が延びたことによりまして、老人クラブの対象となる年齢の方が、会社勤めや自営業に従事し、活躍する年齢幅が広がり、老人クラブに加入する方が少なくなっていることが要因のひとつではないかというふうに考えております。

また昨今ではですね、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、連合会の行事はもとより、各クラブで計画された行事も実施できない状況が続いておりまして、会員としてのメリットが感じられないとか、これは一部のクラブでございますが、次期役員の引き受け手がなかなかいないといったようなご意見も伺っているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今、要因についてお伺いいたしましたけれども、答弁をしていただきまして、国の政策としては、年金改革、また健康寿命が延びているというこ

ととですね、また仕事をされている方についても70歳までの定年の引き上げ等があるかと思います。

また、老人クラブ関係の活動からしてもですね、60歳から90歳までぐらいの幅広い年齢層での行事や、活動計画の立案、実施の難しさもあるかと思います。また、先ほど言われましたように、新規加入者の減少によるクラブの高齢化による役員のなり手不足ということもあるかと思います。

老人クラブは今、答弁をいただきましたようにおおむね60歳から加入できるということで、現状での新規加入者の現状は、先ほどの答弁をいただいた要因からしても必然的なものではないかと思うところではありますが、今現在、16行政区の中で老人クラブとして活動されている行政区が9地区ということでもあります。今さらという思いはしますが、地域における老人クラブの役割、重要性についてどのように考えておられるのか伺いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

山江村老人クラブ連合会の会則を見ますと、「会員相互の親睦を図り、健康、友愛、奉仕を基本に、生活を豊かにする楽しい活動、地域を豊かにする社会活動に取り組み、健康で生きがいのある生活の実現と高齢者の保健福祉の健全な発展に寄与することを目的とする」とございます。この目的のとおり地域の高齢者の皆様は、これまでクラブ活動を通じましてですね、お互いに健康増進や予防対策に関心を高め合いながら、共にレクリエーションやスポーツを楽しむ中で仲間づくりをして、孤立することなく地域で支え合う基盤をつくり上げてこられたものと思っております。

当然、今後につきましても地域コミュニティ存続の観点からも、地域の生き字引きとしてですね、高齢者の皆様にご活躍いただきたいと、ご活躍いただくことはまた不可欠であるというふうに考えております。従いまして、その重要性は計り知れないものと認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。重要性についてお聞きいたしましたけれども、私が思うにはですね、老人会、老人クラブについての思いといいますのは、今まで村の行事、地域の行事、見守りなど積極的に参加され、中心的な役割を担ってこられた。また、地域の習慣や、かちやりの精神などを若い人に引き継ぎ、助言をされたり、今、答弁でもありましたように、地域にはなくてはならない重要な団体と思っております。

また山江村としても第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中で、老人ク

ラブ活動の活性化として、老人クラブでは、60歳以上の高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを目的として、文化、スポーツ活動、社会福祉活動等に取り組まれています。老人クラブは地域において欠かせない重要な役割を担っており、今後も引き続き老人クラブの地域活動を支援していきます。

また、地域における通いの場の運営に関して、老人クラブの活躍が位置づけられるよう連携を強化していきますと計画されております。金銭的には令和3年度老人クラブ連合会育成事業助成金、単位老人クラブ助成金、老人クラブ特別事業助成金など122万4,000円の助成はされておりますが、新規加入者の加入促進対策や活動計画立案に対する助言、解散された地区の再結成など、社会福祉協議会の事務局が、社会福祉協議会が事務局になっているというような任意団体ではありますが、行政としてこれから前面に出ていただいてですね、支援をしていただきたいと考えているところですが、何か対策をお考えでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

老人クラブの原点と申しますのが、先ほど議員もおっしゃっておりますとおり各地域のですね、活性化、地域の実情に合いましたクラブのあり方や活動しやすい、また楽しい、やり甲斐を持って参加できるクラブの運営ではないかと考えております。その中で地域が活性化されていくものではないかと考えるところでございます。

まずは、老人クラブの重要性や意義を地域の対象者にご理解いただくことが最重要であると考えております。老人クラブ連合会の事務をされております山江村社会福祉協議会とも連携いたしまして、既存の老人クラブや地域住民の皆さんに向けまして、広報やチラシなどの紙媒体に加えて、ケーブルテレビなども有効に活用して、その必要性を訴えて周知させていただきたいと考えております。

また、各老人クラブの様々な取り組みについても、ほかのクラブの参考となるご案内させていただきたいと考えております。例えば、各老人クラブの抱える問題等につきましてもですね、共有を図りながら、同じ悩みを抱えるクラブの代表者がですね、今後のクラブ運営に何らかのヒントを見いだしていただけるように、本村の老人クラブ連合会の会議の場などをお借りしながら、私たち行政もバックアップさせていただきたいと考えております。

また、先ほど議員おっしゃったようにですね、介護予防事業、地域の居場所づくりの場でもですね、高齢者の皆さんの活躍というのは目覚ましいものがございます。各地域で様々な取り組み、地域性を持った取り組みを展開されておりますので、そういったところでも今後また訴えかけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 積極的な答弁をいただきましてありがとうございます。会員減少は全国的な傾向ですね、なかなか難しい問題ではありますが、積極的な支援を期待しております。

次に2点目、山田地区の集落営農についてお伺いいたします。

令和2年7月豪雨からの復旧・復興の中ではありますが、平成29年度農事組合法人「万江の里」が設立され5年が経過しましたが、設立段階の折、山田地区へも万江の里をモデルにした集落営農法人の設立を推進していきたいという話が出ていたと記憶しておりますが、担い手不足や高齢化が進む中で、山田地区の営農集落法人の設立計画はどのようになっているのか、進捗はあるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、赤坂議員のご質問にお答えいたします。

山田地区での集落営農の法人の設立の計画があるのかということでございますけれども、議員申されましたとおり、山江村の集落営農法人につきましては、農事組合法人「万江の里」さんが、平成29年6月24日に設立総会を開催され、同年7月1日に法人登記がされ、水稻をはじめ野菜等の生産をされているほか、最近では自分たちでつくられた穀物をですね、加工品として販売をされるなど活動の幅を広げられているというところでございます。

また、設立までには準備会議を数多く重ねられております。私も当時の資料を見させていただきましたけれども、十数回は数えるほどですね、準備会議をされているということをちょっと調べさせていただきました。その中には、農業振興のみではなく、万江地区の地域の景観や地域づくりに至るまで、幅広い分野での話し合いがなされているということが記されております。

当初の計画では、万江の里さんをモデルとしながら、議員申されましたとおり、5年後をめどに山田地区でも設立法人のですね、準備などをできればということを計画をしておりましたけれども、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響や令和2年7月豪雨の影響によりまして、現時点では山田地区の法人設立に向けた動きは動いていないということでございます。

しかしながら、議員申されましたとおり、担い手や後継者不足の解消、農地集積や作業効率化などを図るうえで、組織の設立の重要性は十分認識をしております。課内ではモデル的にですね、山田地区では、ちょっと狭い範囲になるんですけども、堰ごとにそういったことをですね、やってみたいというような名乗りを上げていただけたところがあれば支援していきたいというふうに考えております。新年度予算でもですね、村長の査定を受けながらですけども、計上させていただきなが

らそのようなモデル地区になっていただくところを探していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今、法人設立の計画は現在のところですね、ないというようなことでございますけれども、堰ごとにまた小集団でいろいろ計画を続けられというような前向きの答弁をいただきましたけれども、水稻の田植え、稲刈り、乾燥等の作業受委託について。委託される農業者からは、あと何年田植えや稲刈りを引き受けてもらえるのかという声を聞きます。また、受託をされているオペレーターの方からも、我が家の農業経営との両立や体力的な負担などを聞く機会がありましたので、基幹産業である稲作の作業受委託に対して、執行部としての考えをお伺いしたいと思います。

まず、水稻の田植え、稲刈り、乾燥等の作業受委託状況について、これは個人間の委託が主だと思いますので、役場のほうですね、数字を把握されているかどうか分かりませんが、わかる範囲で答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

稲作の作業受委託の状況につきましては、村では正確な数値は把握しておりませんが、山江村機械利用組合にお聞きしましたところ、現在組合員が約20名ほどおられるということをお聞きしております。令和3年度実績では、稲刈りが36.6ヘクタール、田植えが10.9ヘクタール、畦ぬりが1万1,000メートル、防除が25.1ヘクタール、これは2回防除と1回防除の合計を合わせてですけれども25.1ヘクタールということになっております。ちょっと耙耨り等ですね、数値については、機械利用組合では把握していないということでした。

このほか個人ですね、個人間で作業を受委託されているケースも相当数あると思われますし、水田自体を農地中間管理機構などを通して、賃貸借契約ですね、作業を委託されている農地も多数あるというふうに認識しております。受託されている方は、認定農業者や機械利用組合加入者などがですね、重複をされておられまして、1人で相当数の面積をですね、農地を作業をされているということも十分認識しているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 答弁ありがとうございました。個人でも相当な数、受委託の状況があるということでございますけれども、今現段階での山田地区の集落営農を進めている計画はされていないことですが、先ほども言いましたように、一部の意見かもしれませんが、委託されている農業者の不安や、60代が中心として作

業を受託されている方の状況を考えたときに、早急な対応が必要ではないかとの思いで、任意団体ではありますが問題を提起し、提案といいますか、執行部の考えをお聞きいたします。

1点目として山田地区の集落営農を考えたときに、万江の里のような農事組合法人の設立は、先ほども言われましたように設立準備や農業者間の合意形成に相当な期間も要するし、厳しいのではないかと思います。まず、機械利用組合や個人で受託されている方の一本化を図り、作業受託型の任意団体の設立を進めていただきたいと考えておりますが、どのように考えられますか、意見をお伺いいたします。

また同時に、担い手育成の立場から、今現在ドローンや消毒機械による防除には、若手農業者の方がオペレーターとして作業を行っておられますが、60代が中心となって行っておられる田植え、稲刈り等のオペレーターについても、現場と連携して若手オペレーターの育成支援をしていただきたいと思いますと思いますが、併せてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

作業受委託型のモデル的なものをつくったらどうだろうかということですが、先ほどからも申しておりますとおり、山田地区では取りあえず堰ごとのということでまず考えております。その中で全体的に考えるとですね、やはり議員が申されましたとおり、私も現場に行きますと作業を受託されている方、また委託されている方から同じようなことをお聞きします。「あそこにあの方に委託しとるばってん、もうあと1、2年すればもう俺はやむって言いなってどぎゃんしようかなあ」とか、受託されている方は、「もう今んまま精一杯じゃって、お前どまうちよつとほかの人ば探したり、若手に農地ばすっこてせろ」というようなご意見をたくさんいただいております。そのようなご意見を切実なご意見というふうに受け止めておりますので、作業受委託型につきましても村のほうでですね、何かお手伝いができないかということを考えていきたいというふうに思っております。

それから若手オペレーターの育成ということでございますけれども、今、スマート農業ということで機械化、IT化ですね、そういったのをしながら農業を効率よく作業、収穫等進めていくというような動きが進められております。そういったのをする中では、やはりオペレーターが非常に重要だということは認識しております。

先ほど議員も申されましたとおり、今年度はですね、村で購入した農薬用の散布のですね、ドローンを実際に動かしてもらうために、3名のオペレーターの方に動いてもらっております。しかしながら、操縦には免許も要ということですし、講習を受けなければならないということもございますので、この予算につきまして

は、ドローンを購入した際の地方創生臨時交付金の中ですね、経費でみられるということでございましたので、3名の方には免許取得をしていただいたということでございます。3名がですね、3カ所に分かれるということがなかなかできません。ドローンを1機動かすのにも複数名の方がいなければ運転はできないということになっておりますので、まだまだ多くの方にオペレーターということでしていただきたいんですけども、ドローンの操縦などはいわゆるラジコンをですね、扱う要領だというふうに思っておりますので、これは若手の方じゃなくても昔、ラジコンは使ったとかですね、そういうヘリコプターとかドローンに興味がある方は、どなたでもやろうと思えばできると思います。村のほうでもそういったですね、免許取得などの支援は考えていきたいと思っておりますので、この航空防除等につきましては、若手といわずにですね、農業をされている方はどなたでもやっていただければというふうに考えております。

また、収穫を迎えている栗のですね、防除につきましても、これもまた免許が別に必要だということになっておりますので、今、持っていらっしゃる方がですね、同じ免許で栗の防除ができないということもございます。そういったこともございますので、今度は栗農家さんもですね、今年米を防除されている方がですね、「栗もでくっとじゃろう」と言われて、「できますけどいろいろまた問題があつとですね」というようなことをお答えしておりますので、そういったところで、栗農家の方も興味がある方はオペレーターの受講をしていただければと思っております。

また田植えとかですね、そういった重労働に関しても若手の育成ですけども、なかなか若手で就農されている方が数える限りだと思います。多分議員各位の皆さん、また、今日テレビ等傍聴されている方もですね、大体頭に思い浮かべられている方は同じようなお方だというふうに思っております。新規就農をされる方がですね、増えれば当然そういったオペレーターの問題は解決するんですけども、なかなかできないということもございますので、その点もですね、最終課題として、なかなか具体策がないんですけども考えていきたいというふうに思っております。

またこのほか農地の維持管理をする重機の操作をできる方もですね、なかなかいないというふうに聞いております。そういったオペレーターの方もですね、少なくともいるということでございますので、そのような方のオペレーターとして資格がですね、支援できないかということも考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、非常に村政全体にとりましても重要な課題でありますから、私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

一つはですね、今現在は人・農地プランということで大きな動きをつくっております。この人・農地プランの「人」は、いわゆる担い手のことでありまして、後継者、若手でありますし、もう一つは、農業集落法人などの法人のことも指すということでもありますし、人・農地の「農地」のほうは、その農地の集約させて担い手の方に貸していこうというようなプランをしっかりと作りながら、その方向で動いていこうというようなことであります。

私、8年前、実は各地域を地域懇談会をする折に、大きな表を掲げまして懇談会させていただいたということでもあります、その表は、農地ごとに年齢を色分けをして、10年後はこうなりますよ、20年後はこうなりますよという地図を示させていただきました。特に万江地区のほうは、要するに80代は真っ赤っか、赤ですね、70代はオレンジ、それから60代が黄色、若手は緑だったんですけど、緑が大分カラーあったんですが、当然オレンジと黄色ばっかしになってしまうという状況になりました。これは喫緊の課題でもありまして、このままでは万江地区の自然環境、農村風景さえも失われてしまうというような危機にありまして、早急にその20ヘクタールについての法人化について動きを始めさせてもらいながら、現在も農事組合法人「万江の里」が設立し、その農地の活用といいますかね、に動いてもらっているというところであります。

続いて、当然のごとく山田地域も同じような状況は変わりませんし、受委託の受託される方もですね、もう非常に高齢化になっておりますので、やはり今後5年後10年後を考えた場合、果たしてその農地が守れるのか、農地における受委託の作業といいますか、こういう美しい今、稲穂が実ってくる黄金のですね、黄色の風景が山田地域にも見られるわけですが、それがなくなるというようなことも懸念されるわけであります。

従いまして、山田地域のほうも農業生産法人についての設置の必要があるということは、前々から申してきておりました。ただ、なかなかコロナもあり災害もあるというような答弁をしましたけれども、動きがとれないというようなことでありましたが、ただ、本当に喫緊の課題としてですね、その人・農地の人の部分について、特に法人を設置しながら農地を管理していくということについて、取り組みを進めなければいけないというふうに思っております。

ただし、役場が農業をするわけではありませんので、農家の方々、また地域の方々の理解と、このことに対する積極的な取り組みがないとこの農地守っていけないというようなことでありますから、しっかりそのことの話をしていきたいと思っておりますけれども、ただ、当時はある程度まとまった地域を農事組合生産法人つくったらどうかというようなことを申ししておりましたが、できることからですね、

堰の小さい範囲でもということを考えておりますので、その付近の農地集積ができないかということについては検討をさせてもらいながら、特に農家の方々、また地域のを含めた話し合いが必要になってきますので、その付近の話をします。

先ほど言われました機械利用組合、また若手のドローンあたりの方々でやってもらうようなことから始めたらというようなことでありますが、現在万江の里については、農事組合法人という、農協方式の組合法人でありますから、ある意味ではですね、株式会社の、要するに責任の所在をはっきりさせながら、その方が責任持ってその法人を運営していく、運営していくというようなやり方のほうが進むんじゃないかなと。また、何と申しますかね、ある程度しっかりとですね、経営的な感覚でその農地を管理できるんじゃないかなと申すようなことも考えておりますので、併せて検討させていただければと思っております。

それと、若手農家のことも少しありましたけれども、その人・農地プランの人の部分でですね、特に若手農家は本当に今しっかりすることが大事だということで、私の公約、マニフェストでもですね、言わせてもらっております。しっかりどういう支援をしていくかというメニューは今から考えていくということになりますが、必要とあればそういう専門家の方々を役場に招聘しながら、全体的な農業を見てもらうと申すのと同時にですね、いろんな農作物の種別ごと、また若手農家に対するいろんな課題をですね、持っておられますので、その課題解決のための指導をしていただくというようなことも含めて、今後検討させていただきたいと思っております。

先般、東京消防庁を辞めて山江で栗生産農家になるんだとして頑張っている若手がおられますけれども、その方がしっかり今後ともですね、夢、希望を忘れずに頑張っていけるような支援をしていければなと思っております。以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 答弁をいただきましてありがとうございます。私も村長が言われましたようにですね、今、若手農業者のかたが受委託のほうもされておりますけれども、できればですね、サラリーマンのような、受委託のほうにいれば我が家の経営がおろそかになるというような現状も見ておりますので、作業受委託で経営が成り立つようなですね、仕組みづくりというのが、これから先必要ではないのかなあて、なかなかこれは農業と申しますのは圃場圃場で違いますし、経験が必要でですね、難しい問題だと思いますが、そのような専門的な方向でですね、その受委託のほうで生計が立てるような仕組みづくりのほうを進めていただけたらなというふうに思います。

また、今現在、各井出ごと、堰ごとにですね、小規模な作業受委託か、その組織を立ち上げればというようなことを言われましたけれども、次の質問についても通告書で上げておりますので一応したいと思っておりますけれども、これはですね、私の考えですけれども、水稻の受委託の一本化を進めていく中でですね、共同の乾燥・粃摺り施設が必要ではないかと思っております。田植えとか稲刈りについての機械のほうはですね、今、個人とかのところで保管をしておりますが、乾燥・粃摺りについては何かやっぱり共同の施設が必要ではないか。そういうような中でですね、機械利用組合や個人で所有されている乾燥機、粃摺機をですね、旧の山江農協の選果場に集約して、共同のですね、乾燥・粃摺り施設として、将来ですね、活用していく考えはないか伺いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

共同乾燥・粃摺り施設の設置につきましてはですね、粃摺り等を受託されている方の年齢はもちろん上がってきているということで、1件受託を辞められると、残った方が相当数の粃摺りをですね、作業をしなければならないということが予想されます。

議員が申されましたような、共同でですね、機械を持ち寄って作業をすると効率化も図られるんじゃないかということでございます。旧の栗選果場はですね、現在、災害の物資やですね、民間企業が施設の資材等を置いているということもございまして、そのような共同の粃摺り施設のですね、設置の希望等があがってきますれば、こちらも協議をしてですね、前向きに使用をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 最後になりますが、質問をしてきましたけれども、現在、山田地区のですね、集落営農について計画されておられない段階での今回の質問になりますので、具体的な答弁ができなかったと考えておりますが、農業担い手の高齢化が進む中でですね、認識はされておられるようでございますけれども、早急に対策に着手する必要があるのではないかと考えております。

積極的な支援を期待いたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、5番、森田俊介議員より、1、山江村職員の服務について、2、（株）やまへの運営状況と物産館の計画・方針についてについての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。5番、森田俊介君。

森田俊介君の一般質問

○5番（森田俊介君） おはようございます。令和4年9月定例会一般質問、議長のお許しがありましたので、通告に従いまして、一般質問、5番、森田が行います。

現在、コロナ対策や令和2年7月の豪雨災害から、復旧・復興、また福祉や農林業振興など大きな課題の取り組みや事業の推進を抱える中、大切な職員の退職や休職が相次いでいるように見かけられますので、山江村職員の服務についてお尋ねをいたします。

この5年間の間で、職員の退職者について、何名の方が退職されたのか。また、休職の方は何名いらっしゃるのか。村内の方の退職者、村外出身の退職者の割合はどのようになっているかをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） ここ数年の職員の退職者数につきましては、過去5年間で申しますと、平成30年度が2名、令和元年度が2名、令和2年度が3名、令和3年度が5名、令和4年度が2名で、ここ5年間でですね、14名の退職であります。なお、今、申しました数字につきましては、定年とか出向終了も含んでおります。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 村内の方の退職者は何名か、それと村外出身者の退職者、村内出身者の退職者は何名か、割合を教えてください。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 村内出身の退職者は6名であります。村外が残りの8名ということになります。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 新人というか若い人がですね、3年から5年の間に大分辞められたということを聞いております。新規のときにはですね、議会室に来て、「山江のために一生懸命頑張りますからよろしくお願いします」という報告を受けます。しかし、3年から5年経つと、退職しますとか、病気で欠場とかいうようなことが起こされていると思います。これは異常だろうというふうに私は感じているところですが、この退職者の理由については、多分一身上の都合ということできているというふうに思いますが、一部の人によるとですね、1、長時間の残業による労働条件の不满、2、人事異動による職務環境の変化、3、職場の人間関係、事務引き継ぎなどですね、その関係などが思うようにいかない、4、パワーハラスメントのあ

るかないかということで、このような報告を受けておりますので、どういうふうになっているのかをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 退職の理由ということでございますけれども、定年が3名、14名の内定年が3名、教育委員会の出向終了が1名、自己都合が10名であります。自己都合の退職者につきましてはですね、個人の人生の考えによってですね、ほとんどが自分の将来に適した職業への転職やキャリアアップを図るためなど、自分の目標に向かっての退職であります。先ほど議員申されましたパワハラとかですね、そういう報告は受けていないということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 私の聞いている範囲内では、少しはの中で悩み事があったということも聞いております。この人事異動をですね、環境の配慮や改善の必要性はなかったのか、村長、お答えをお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 職員の退職については、各個人個人がいろんな考えの中で自分の人生を選択されるということだと思います。私、消防の管理者もしておりましたけれども、消防管理者した折にも、こちらで救急救命士の免許を取って、その後、都会のほうの東京消防庁をはじめのほうに転職をされるという方も2、3名おられました。この傾向はどの職場にもあろうかと思っておりますし、その人が自分の人生、特に若手の方がですね、生きていられるということについて、誰しもですね、止めるということは私はできないというふうにも考えます。

私も実は46歳のときに役場を辞めまして、自分の人生を選択しました。同様だと思います。従いまして、そのような方々においては、しっかり次の人生を頑張るように激励をして送り出しているというのが現状でありますし、議員どこでどのように誰に聞かれたかわかりませんが、ハラスメントにつきましても衛生委員会を通じて、いわゆるハラスメント委員会等、また、後ほど総務課長が言うかもしれませんが、私に対する目安箱も設置しておりますし、そういう目安箱においていろんな意見を私のほうに聴取しているという状況であります。

従いまして、議員おっしゃるようなですね、ハラスメントがあつたりとか、若手が辞めるからおかしいとかというようなことは、いっさい私は考えておりませんし、再度言いますとおり、私も人生の選択をするために役場を46歳で、若手だったんだろうと思いますが辞めておりますし、そういう一人一人のキャリアを積まれる、また自分の人生をしっかり選択していくというような行為については、誰にも止められないというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） そのような中で、人事異動などですね、環境の配慮や改善の必要性は今からあるというふうに思いますが、山江村の特例としてですね、人口減少における正規採用、職員採用の方向性、また民間企業の職務経験者を幅広く採用するため、正規職員受験者資格の年齢制限を引き上げる検討はないでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 人事の異動についてはですね、私は、適材適所も含めて、特に若い方は、私も 22 年間で 11 回の異動を経験しました。そのことは非常に私の人生、今にとってもですね、キャリアを積んできたことに為になっていると思います。そういう意味も含めて、若手職員がいろんなところでいろんな経験をしていく、いろんな業務を覚えていくということは、村民の皆様方に聞かれたときに、適格にどういう業務であるということも含めて、しっかり道案内をできることにつながるといふふうに考えておりますので、このことについては、私の権限の中でしっかり人材育成を図るというようなことによる異動は行っていきたいと思っております。

ただ、コロナウイルス感染症、また令和 2 年豪雨対策によります事業が膨大に増えているということも事実であり、豪雨対策時にはですね、100 時間を超える残業をした職員もおりました。非常に体調等の管理については心配をしていたということではありますが、そういうことについてはしっかりフォローを行いながらやっていくというようなことでもありますし、その職員についてのいろんな聞き取りも行っております。

それと、そういう職員が辞めていくことについての補充ですが、先ほど言いましたとおり、退職者がここ 5 年間で 14 名、新規採用者が 16 名というようなことでもあります。ちょっと私も数えましたが、山江村内の退職者は 5 名ですね、村外が 9 名が正確な情報のようではありますが、特に若手の人が自分の人生設計を持ちながら辞めていかれるということでもありますので、その補充は新規採用職員を今年もやっていくということでもあります。

もう一つですね、総務課に指示をしていますのが、議員がおっしゃいました資格を持った職員については、積極的に民間の人を役場のほうに採用するということも視野に入れようというようなことを申しております。例えば、社会福祉士を持った方とか、それから建設課のある設計関係の資格を持った方とか、農業関係もそうありますが、そういう方々についての社会人の採用もしっかり視野に入れながら、即戦力としてですね、山江で働いてもらうというようなことも考えてやっていこうと今、指示を出しているところであります。ただ今回、職員採用試験実施しますので、その状況を見ながら社会人入庁、社会人採用については検討させていくという

ことにしております。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） 再度新採用試験を行うということなんですけれども、それに伴いましてですね、受験資格の年齢制限を超える会計年度職員の正規職員に対するチャレンジする機会を設ける、そういうことはできないでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先ほども言いましたが、会計年度任用職員の方も当然、役場職員として採用試験を受けるということは可能でありますので、どんどん受けていただきたいと思います。年齢についてはあとで総務課長のほうから申し上げさせていただきますが、いずれにしても会計年度任用職員でちゃんとわかっておりますので、そういう資格を持った方がおられるということであれば、役場のほうの採用もということ、申し上げた職員もいるんですけれども、ただ、職員として拒否される方もですね、実際おられますので、非常にこのことについては難しいというようなこともあります。採用の年齢については総務課長が答えます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 職員採用試験ですけど、今度の日曜日に実施するよう計画をしております。確かに年齢制限がありですね、会計年度任用職員さんも受けられる方と受けられない方がいらっしゃいますので、今後この共同試験の状況を見ながらですね、次、年齢を例えば引き上げるとかは検討させていただきたいというふうに思っております。

年齢につきましては、ちょっと今、手持ちありませんので、35 歳だったと思いますけど 18 歳から。あとで確認させてください。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） それに伴いましてですね、出身者といいますか、この採用に当たっては、村内外からも大分募集もきていますと思いますけれども、私が思うにはですね、優先というか、山江の方のほうをですね、考慮して考える形はできないものかを聞きたいというふうに思いますけれども。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えします。今はですね、県の町村会のほうに試験を委託しております。その委託した試験で合格者を県の町村会のほうから返してもらっております。それで教養試験が 50 点以上と適性試験が 25 点以上、両方クリアした人ではないと採用はできないと。できないというか、そこで線を引いて送ってきますので、それを遵守しながら職員の採用に当たっているというような状況でありまして、もちろん私もですね、山江村民の方がですね、受けて、しっかり優秀な成績を

あげてもらおうということは、希望、期待をしているところではありますが、どこの町村、どこの市役所もそうですけれども、なかなかそのようにうまくいかないというようなことでありますし、また、そういうことを極端にできない時代でありますので、しっかり公平性・平等性を持って採用試験にあたるということが求められているんだろうということを考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） ひとつ改革ができるならばですね、優先的にこの第1次試験も第2次試験もあると思いますけれども、変える考えもいいんじゃないかなあというふうに私は思っております。

また、この職場の悩み相談の機関といいますか、役場に設置してあるのかないのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 職員の悩み相談の相談箇所を設置しているかということでございますけど、山江村ではですね、職員で構成されます衛生委員会という組織がありまして、そこに衛生管理者がおりますので、そこに相談できる体制を設置しているということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この職場のですね、コミュニケーションが同僚ばかりではなく、上司に対してもオープンに言える雰囲気があれば、見通しの良い職場環境になるのではないかとこのように思っております。

また、職員の顔ぶれがですね、代わると、行政サービスの低下を不安視する声にもなります。現況を踏まえて職場環境の見直しなど意識改革が必要だと考える。真剣な対応をお願いしたいというふうに考えております。

次にまいります。（株）やまえ温泉の運営状況と物産館の計画・方針について。これは一般質問で毎回毎回（株）やまえのことに一般質問がなされるというふうに思っておりますけれども、1、支配人等の管理職の時間外手当の支給状況についてお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） ただいま（株）やまえのですね、管理職等の時間外手当の状況ということでございます。現在はですね、管理職等の時間外手当につきましては、株式会社の賃金規定に基づきまして、所定労働時間を超えて勤務した場合には、割増賃金を支払っております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この2番目にいきますが、労働基準監督署から定期調査で時間

外手当の未払いが判明したということでありましたが、何名が対象者で金額はどのくらいだったんでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） 労働基準監督署のですね、定期検査ということでございます。これについて少し経緯を説明させていただきたいと思います。

この労働基準監督署の調査につきましては、本年5月10日に実施をされております。今回は事前の通告等もなくですね、来られたということでございまして、賃金台帳やですね、勤務時間に関する関係書類の確認が行われております。その中で、管理職、支配人、料理長につきまして、管理職手当を時間外の勤務のあるなしにかかわらず、管理職手当というのを一定額を毎月支給しておりますので、管理職の立場ということで、時間外手当につきまして予算の範囲内で、月3日ぐらいで打ち切っていたということを聞いております。その旨を労働基準監督署に説明したとのことですが、勤務実態等から、管理監督者ではないというふうな労働基準監督署の見解であり、結果として確認された時間外勤務手当について、不足分をですね、支払うように指導があったものというふうに聞いております。

これにつきましては、指導書というものが交付されております。まず1点目が、この管理職に対する見解でございます。（株）やまへのほうでは、一定額の管理職手当を毎月2名には払っておりますので、支配人と料理長ですね、管理監督の立場であるということで認識しておりましたけれども、この管理監督者の範囲について、実態上の職務内容、責任と権限、勤務対応の実態及び給与面での待遇等を考慮して、管理監督者の範囲について適正化を図ること。これは労働基準監督署は、この2名については管理職ではないんじゃないかというふうな指摘でございます。

また、その整理、適正化を図ったことによって、管理監督者でないと認められた場合には、令和3年10月16日に遡及して支払い不足分を支払うことというふうな指導書がまいっております。これに基づきまして、その不足分につきまして、昨年の10月に遡及してですね、2名分の約128万円を支給したというふうに報告を受けております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 2名で128万で間違いないですね。この労働基準監督署から定期的に調査が来るということは、私もちょっと事業をしておりますか、労働基準監督署から定期的に調査をするということはないというふうに思いますけれども、この面に関してはですね、管理職からの告発で時間外手当の未払いが発覚したと聞いておりますけれども、再度説明をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君）　まずですね、管理職２名に時間外手当を払ったということは、法律に則って支払っております。いわゆる払わないと違法ということですね。その点についてはしっかりとした会社経営をしておりますので、労働基準監督署から指導があった、このことを社労士に温泉（株）やまえが雇っております社労士と相談しながら適正に処理したと、法に則ってやったということでもあります。

それから、労働基準監督署の調査であります、事前の通知ではなく当日来館され、抜き打ちで実施されたものであり、そのように議会の全協に私は報告をさせてもらっております。と申しますのも、その旨を私自身、２回、３回となく支配人、また事務方に確認をし、そういう報告を受け、そのまま報告したことで報告させてもらったところであります。従いましてそれが虚偽だとおっしゃるなら、議員か支配人が、どちらかが虚偽の発言をされているということになりますね。

いずれにしても、抜き打ちだろうが労働基準監督署が来て、そういう社員の労働服務状況についていろんな指導をするということは、社会一般的な活動でありそういう組織でもありますし、それを法に照らし合わせて処理するということは社会常識だと思っておりますし、しっかりとした会社経営をしていくつもりでもありますので、そのように対処させてもらったということでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君）　５番、森田俊介君。

○５番（森田俊介君）　職員の指導、あるいは適正な横のつながりとかですね、一生懸命改善をしていただくような、トラブルのないような改善をしていただくのが望ましいというふうに思います。

次に、水源確保のためにボーリング発掘作業がありましたけれども、その対応や計画はどのようなになっているかをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君）　村企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（村　隆幸君）　それではお答えいたします。

当初の計画では新規の井戸の水を調理場や飲料水、水風呂や洗いの水道など、施設全般を賄う計画でした。しかし、水質検査の結果、特にマンガンを多く含み、飲用に適さないということで使用を控えていました。しかし、飲用しない水風呂や洗い場などの水については、この水を今後ですね、使用してまいります。

マンガンはですね、管内に付着し、水の通りが悪くなるということが最大の欠点ですが、スケール抑制剤の注入ポンプを取り付けることで、詰まりを遅らせることが可能となります。また、それでも詰まる周期が早い場合には、状況に応じまして管理洗浄回数を増やすなど対応をしていきたいと考えております。

さらに、１１月には当該井戸の施工業者により、別の場所での試掘を行う予定で

す。もしこちらの水が、不純物も少なく飲用に適し、かつ、一定の水量が確保できた場合には、メインの水源として使用しまして、2系統の水源で運用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 1回目のボーリングではマンガンが出て飲料にはならなかったもので、一応温泉の洗い場ぐらいで利用するということですね。これも大体発掘で大体850万円ばかりかかっているというふうに思っておりますけれども、また今度は別に発掘される計画でしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（村 隆幸君） それではお答えいたします。

今のところ11月ごろをめどに別の場所で試掘をする計画であります。試掘の場所については、まだここを掘るという特定はしておりませんが、いろいろな方の意見を聞きながらですね、慎重に掘る場所を選定してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 敷地内に掘るということだろうというふうに思いますが、現在、今、山江温泉が利用しているですね、下の段橋の水源地の水源地はどのような状況でしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（村 隆幸君） それではお答えいたします。

現在、飲用水や調理場の水などについてはですね、村の簡易水道のほうを接続して使っている状況であります。下の段の以前から使われていた水についてはですね、滅菌処理をしながら水風呂などに使っている状況であります。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 昔からこの下の段水源地の水ていうとはきれいな水で、何もなかったという報告は受けておりますけれども、そこに滅菌の消毒をしてまた水風呂に入れるということで理解していいのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（村 隆幸君） それではお答えいたします。

滅菌処理をすることで、しまして水風呂等に使用しております。飲用については使用しておりませんし、飲用しないでくださいというような注意書き、表示をしながらですね、使用しております。今後はですね、11月に行います試掘の水等がですね、使えるようになりましたら、そちらの水のほうはですね、もう使用しないということで計画をしております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） それではですね、この先ほどのボーリング発掘のマンガンが出た水は、温泉に使用するということと、この下の段の水、水源も一緒に利用するという事で理解していいんでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（村 隆幸君） お答えいたします。

下の段からの水については、現在使っているところではございますけど、新たに掘る井戸の水が使えるようになりましたらそちらを使いまして、下の段の水は使わないということに計画しております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） 下の段橋のほうのですね、水源についてですけれども、これは当初から使用しておりまして、あそこには滅菌装置もですね、付けてありますので、ずっとあの井戸水は滅菌をしながら使っておりました。そしてあれは県道を渡ってですね、来ております。管路も長いし、掘りましてから相当年数が経っております。それで、やはりいつ管路がだめになるかということも考えられますので、できたら敷地内、温泉の敷地内に水源はあったほうが管理もしやすいということで、先ほどの井戸を掘ったわけでございます。

これにつきましては、水質が良ければですね、切り替えたい、将来的にはですね、というふうに考えております。やはり井戸のほう、下の段のほうの橋の近くの井戸のほうもですね、ポンプ等も老朽化してまいりますので、今後やはり取り替え等のですね、工事が必要になってくるので、そういった経費をなるべく少なくしたいということ。

それから、飲料水につきましては、現在、簡易水道をですね、衛生上使っております、飲み水とかはですね、これにつきましても経費を抑えるために、将来的には敷地内に良質な水がですね、出ますれば、そちらのほうをですね、飲用水に適すればそちらを使って、なるべく経費を抑えたいというふうな計画でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） 下の段橋の水源地ですね、それは管が長いとか、また民間の家の下に埋めてあるから使用が困難である。また古くなったから水回りというか、管が少し古くなったということで理解はできるんですけども、この水源をですね、また別のほうにまわして利用する考えはないでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（村 隆幸君） それではお答えいたします。

先ほど議員申されましたように、下の段からの水をほかの配管をするということ

についても、企画調整課のほうで見積もりを取ったりですね、検討したこともあるんですが、やはり工事費用も１，０００万円以上かかりますし、それから、というところもありますので、現在のところその計画はないところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 企画調整課から以上のような報告を受けました。いわゆる別の管路を使えない、漏れているということでもありますから、別に管路をつくりながら、また県道を横断させながら今の水を使おうということをしたんですけれども、検討をさせたんですけれども、１，０００万円以上予算がかかるということでもありますので、また新しい水を確保したいということで、敷地内に温泉を掘ったという経緯であります。

○議長（中竹耕一郎君） ５番、森田俊介君。

○５番（森田俊介君） 敷地内にもう一回８５０万の井戸を掘ったけどマンガンが出てだめだったと。２回目またどこか敷地を設けてボーリングをしたいという考えでございいますか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） おっしゃるとおりでありまして、新しいところにですね、また井戸を掘っていくと。ただ、これは業者がですね、瑕疵として掘らせてくれというような話もありますので、それはこれから先の話でありますから、調整させていただきたいと思います。瑕疵として妥当性があつたら、改めて予算は計上しないということになりますし、諸々の課題がそのことによってあつたら、またこの議会のほうに予算をお願いしたいということになります。

○議長（中竹耕一郎君） ５番、森田俊介君。

○５番（森田俊介君） 良い水が出るように祈願したいというふうに思います。

次に、物産館の今年度の栗の買い付け、ペースト工場の生産計画の確保についてお尋ねをいたします。

まず、栗の買い付けは何トンぐらいで見込まれていらっしゃいますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（村 隆幸君） それではお答えをいたします。

本年度の栗の買い取り量につきましては、１５ｔから１８ｔを見込んでおります。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ５番、森田俊介君。

○５番（森田俊介君） これはペーストもこれに含まれているんですね。

○議長（中竹耕一郎君） 村企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（村 隆幸君） それではお答えいたします。

ペースト生産用の栗についても、先ほどの数量の中に含まれております。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） このペーストですね、前からちょっとやっぱり気になるところが多発しているんですけれども、これ受注発注ということで聞いておりますけれども、現在の受注というか、注文はありますか。

○議長（中竹耕一郎君） 村企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（村 隆幸君） それではお答えいたします。

現在の受注というところですが、どれぐらい受注があっているかというところはちょっと把握はしていないんですが、ペーストについては定期的に販売は行っているところでありますし、今年度についてもですね、1.2 tを生産するところで計画をしているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ペーストですが今ですね、全国の栗のペーストが業者が吐き出してしまっていて、非常にどこのお菓子屋もですね、ペーストを求めている状況にございます。今年もう既に130キロは発注して納めているというようなことでありますし、実は私のほうにもですね、東京のあるパン屋から、山江の栗200キロをどうにか都合してもらえないかというようなお願いというか、要請が来ましたので、今日後ろに実は支配人来ておりますが、支配人に直接その旨、申し上げているところであります。従いまして、今年も昨年並みプラスアルファのペーストをつくるということで、1.2 tを計画していくというふうに聞いております。以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） このペーストに関しては、村長、以前試して、カボチャ、それからカライモをペーストにしようという計画がなされたこともあると聞いておりますけれども、今後の見通しとしてどうでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のむらづくりの計画の一つとして、スイーツのお店をどうにかして誘致できないかというような話をしてきたと思います。となると栗の時期はですね、今の時期だけです。栗のペーストだけでは非常に困られるんだろうということでもあります。いわゆるスイーツの原料たる芋、栗、カボチャですね、パンプキン、これのペーストは非常に重宝がられるということでもありますので、その付近をしっかりとアピールしながら、そういう会社の誘致について積極的に働きかけをしていきたいということでもありますし、これは栗の栗まつりから、要するに1万人

近い方が来られて非常に行列ができます。山江村にそういう店ができたなら、多分秋の期間中はですね、行列ができる店がまた1軒できるんだろうし、賑わいづくりになるというようなことを見込んで、そういうことを仕組んでいきたいというようなことを前々から申しておるところであります。以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 私も以前、副村長が言われましたカライモとかカボチャなんかもつくっております。研究しながらですね、良いペーストの工場をですね、していただきたいというふうに考えております。このペーストに関してですね、つくるという技術者、どなたか考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） ペースト製作のですね、技術者ということですがけれども、以前からおりました社員がですね、その技術を受け継いでおりますし、現在つくっております栗まんじゅう、びっくり団子のペースト等についてはですね、ほかの社員にも技術を教えまして、しっかりと従来のもの以上のですね、良質な製品をつくっておる状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 技術者はほんなら今の状態でいくということで理解していいですね。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） 現在ですね、何も問題なく製造いたしておりますし、注文される方ともですね、ペーストの糖度であるとか、あれを絞り出す編み目ですね、そういったものでもいろいろと変わってきますので、そういったものをやり取りしながら、お客様に十分こたえるようなですね、製品ができておりますので、現在問題なくしておりますので、このままの状態ですらにですね、技術を高めたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 先週ですね、指定管理者の説明を受けました。その中で、今後の方針として、新規事業、いわすれば新開発を設けるという方針を連絡を受けましたけれども、何を考えていらっしゃるのかをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） 先日ですね、私のほうも提案を受けております。栗ペーストをつくったですね、栗絞りといいますか、そういったものでですね、ペーストをそのまんま使った製品をですね、開発したいということでもう提案を受けておりました、実際にそれを来年ぐらいからできたらですね、発売をしたいということでござ

いまして、その研究もペーストを作成するのと一緒にですね、現在行っている状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ちょっと通告にないことをお尋ねでありますけれども、これから先ですね、いろんな開発をしていくというのは企業努力としてしなくちゃいけない事柄になります。従いまして、それに沿っていろんな改革を、ブラッシュアップも含めてですね、やっていくということであります。このあとはですね、企業戦略になりますので、通告にないことをここでですね、答える必要はないと私、考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） 通告がないということでございますので、残念なことでございます。

この温泉「ほたる」、物産館、築30年もありますし、修理費や機械の入れ替えなど問題を抱えている状況ではないでしょうか。この施設を指定業者、民間委託に考えることを思っているらっしゃると、第三者委員会を設けて協議する考えはないでしょうか、村長、よろしくお願いします。

○村長（内山慶治君） 議長、通告はないですね。

○議長（中竹耕一郎君） 通告に従って質問をしてくださいと申し上げました。依頼外というふうに受けますので、この質問には答える必要はないと思います。

森田俊介議員、よろしいでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） 温泉のことですから、どういう考えでもいいですから、村長、お願いできませんでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） この件についてはですね、前、横谷議員が質問されておりますし、そのときに答えておりますので、そのときの答弁書をご確認いただきたいと思います。

○5 番（森田俊介君） 一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午後 1 時 10 分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、6 番、横谷巡議員より、1、村長の政治姿勢について、2、循環型森林整備と林業振興について、3、「子ども図書館」の整備についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6 番、横谷巡君。

横谷 巡君の一般質問

○6 番（横谷 巡君） 6 番議員の横谷でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

通告しています質問事項の 1 は、村長の政治姿勢について伺います。

5 期目の就任に当たられ、初心に返り村民の負託にこたえた村政に当たりたいと所信を述べておられます。

今、長期化するコロナ禍、急ぐべき災害の復旧・復興、それにロシアのウクライナ侵攻による社会的な食料、エネルギー原料不足、それらに起因しての食料品、燃料、農業に欠かせない肥料、飼料等の原材料、資材、この物価高騰は厳しい村民生活に拍車をかけ、負担が増し、地域経済にも影響を及ぼしています。このような中、どのような行政、政治姿勢で臨んでいかれるのか、村長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それではお答えいたします。

冒頭の所信表明のあいさつの中で申し上げましたとおりでありますけれども、災害からの復旧・復興については詳しく申し上げました。併せて、コロナ感染対策、そして原油、物価高対策と、次から次へといろんな課題がですね、我々の生活を襲ってくると申し上げたところであります。

これまでいろんな対策を打ってきたということでもありますけれども、引き続き国・県と連携しながら、今やらなければいけないことについては今やっていく、いわゆる政治は現場だというようなこともずっと申し上げてきておりますので、そういう姿勢でその対策を充実させていきたいと思っております。

ちなみに、特にコロナ対策については、予防対策、それから生活の応援対策、そして予防対策、暮らしの対策、それから経済対策ですね、経済対策、その三本柱で

それぞれ分野別に分けて、今まで50本近い支援を行ってきました。ただここにきて原油高、それから物価高対策、特に食料品等とおっしゃいましたが、今後2万品点にのぼる様々な品目が物価上昇するだろうということが言われておりますし、それに備えなければいけないというようなことを考えております。

若干今までやりました対策について申し上げますと、物価高騰生活給付金対策として、1万円を3,200人に配布をさせてもらっております。いわゆる1人1万円を村民の方に給付をするという方針でやっております。ただし、所得がですね、1人当たり200万円を超える家庭については支給をしておりません。という国の方針に従って支給していないわけですが、ほとんどの村民の方々が、1人1万円支給されているかと思えます。

それと燃料高騰対策事業者応援として、一事業者当たり、燃料高騰に伴う20%分について、855万円の予算を付けているところでありますし、畜産農家経営継続支援事業として、子牛1頭につき1万円、親牛2万円、そしてニワトリ100羽につき1万円の助成を、支援をしたところでございます。

昨年は、農家の方々に対しまして、非常に米1袋当たりの価格が5,600円程度だった。従来よりも1,000円程度価格が落ちておりますので、1反当たり1万円の支援金を配りまして、1,200万円程度だったと思いますけれども、予算を付けさせてもらいながら、もちろん議会の議決を経てそういう対策をしてきたということでもあります。

今後の影響については、米がどれぐらいの価格で推移するのか。また、いろんな農作物がどのような形で値段が決まっていくのか。そして、畜産農家の方々が、どうということでお困りなのかということをしっかり見極めながら、国のほうは畜産農家対策、また飼料対策ですね、それから農薬対策等々、高騰分の7割を補助すると言っておりますし、残り3割については、県並びに村のほうで何とかしたいというような、何とかならないかというようなことも言われておりますので、その付近を見極めながら国・県と連携するということが大事だろうかと考えているところであります。

いずれにいたしましても単費だけではですね、到底補填しきれませんので、しっかり国のほうにもその原油対策の交付金等、補正予算が付けられるようでありすけれども、それを十分に活用し、また足りない部分については、若干の財政、村の財政出動もしていいのかなというようなことも考えているところであります。

以上、今の本当の我々の暮らしを襲ってきておりますコロナ感染対策、原油高、物価高対策はとっていきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 6 番、横谷巡君。

○6 番（横谷 巡君） 本村においてもですね、調整臨時交付金によって幅広い生活支援とか、負担軽減の施策を展開してもらっています。今回、国においても住民非課税世帯に更なる 5 万円の給付を行って、国民の生活を守りたいということがありますので、答弁いただきましたように、状況を見ながら村民生活を守る対策をお願いしたいというふうに思います。

2 点目は、政策決定の中で、議会と合意形成を図る前の報道機関への情報の出し方について伺います。

今までの実施事業でいくつかの修正動議とか否決議案がありました。その中で、議会や議員が知らない間に、あたかも事業が決定したかのようなニュアンスを与える報道等がありました。各種事業検討委員会等で協議、審議されたものが、あたかも村が実施する事業として決定したかのように報道されますと、多くの村民の方はそのように思い込み、理解されるのも当然のことであります。

議会の本来の役割は村政をチェックする機能であり、予算案や条例案など議会の承認議決がなり得なければ政策として実行できません。そこに議会として果たすべき大きな役割があります。

9 月 5 日に村営住宅災害復旧工事の安全祈願祭が執り行われ、工事請負契約に係る法例上の議決を必要とする議案が本会議に提案されています。工事請負契約書は、現在は仮契約のままであり、地方自治法と山江村議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、13 日の議会の最終日に議決と同時に本契約書になりますので、本契約書となってから工事着工に係る安全祈願祭を行うべきでありました。

新聞報道の記事でも、7 日に開会した議会に、村営住宅整備事業の工事請負契約に関する議案が上程されているとの報道がなされ、議決を得る前に工事着工に係る安全祈願祭が執り行われたことがわかる内容でありました。議会の議決権は議会の最も重要な使命、職責であることを考えれば、法例上の議決を得る前の工事の着工は、議会軽視と言わざるを得ません。行政は、村民の民意と信頼が何よりも重要であります。誤解を招かないためにも議会に対して事業の説明責任と、合意形成を図った上で、報道機関への情報提供をしていただくことはできないか、村長に伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。

山江村の公営住宅整備事業に伴います安全祈願祭であります。これは 9 月の 5 日の日に業者主催で行われたということでありまして、従いまして、我々も来賓として案内されたというようなことではあります。現在、幸いにも毎月 1 回全員協議会

を開催してもらっているということでもありますので、その付近のところを建設課長に聞きましたら、8月24日の日に、9月定例議会に提出している議案案件であるが、安全祈願祭を案内状のとおり事前に開催させてもらいたい旨を事務局で説明しているということでもありますし、その折に承諾をしているというようなことを考えたということでもあります。

安全祈願祭当日は、中竹議長、横谷副議長、それから中村産業厚生委員長の3名が案内を受けまして、私も案内を受けたわけですがけれども、祈願祭を実施したというようなことでもあります。この経緯については、もっと具体的に建設課長のほうが段取りをしておりますので、建設課長のほうから答弁させたあと、私の所感も申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

今回あがっております公営住宅の建設に関しまして、安全祈願祭を9月5日に開催させていただきました。これにつきましては、当初予定しておりませんでした地盤改良、そういった工事もありますことから、限られた来年の4月1日入居に向けて施工するに当たり、限られた工期の中で施工しなければならないということで、地盤改良の工期を前倒しして期間を設けたところでございます。

その際に期間が9月になったことで、議会のほうには仮契約で今、締結している期間ではございますが、安全祈願祭を9月5日に開催させていただきたいということでご説明させていただいたところでございます。また、安全祈願祭の前であります9月1日の時点でもですね、全員協議会で同様のことを説明させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうから、経緯は以上のような経緯でありまして、私ちょっと間違っって説明している部分がありました。8月24日議会事務局に案内状を持って行きながら、その旨を承諾いただいた。後に9月1日に議会全員協議会において、4月豪雨に関する工事の進捗状況を建設課長が説明し、併せて公営住宅城内団体の災害復旧工事についても説明をしたということでもありますし、9月定例議会に提出している議案案件であるが、安全祈願祭を事前に開催させてもらいたい旨の説明をしたと。その折には特に質問はなしというふうに言っておりますので、課長のほうも勘違いとは言いませんが、承諾されたものとみなしているということでもあります。

いずれにいたしましても、その付近の行き違いも含めてですね、ございますので、毎月全員協議会がございますから、あらゆる案件については事前に説明するように

ということで、私、課長会においても何度となく説明をしてきたところでありますし、その旨の徹底を今後とも図っていきたいと思うところであります。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 案内状等いただきましたけれども、そのときは議長と私おりましたけれども、仮契約等については全然説明がございませんでした。やはり行政が法例を守って事業を推進している中であって、職員として当然5,000万円以上を超える工事については、地方自治法、山江村の条例の規程をきちんと守って遵守して行っていくことが大切であります。

こういったことで今、仮契約中でどんどんしていけば、本工事契約が13日にあります。これが否決さると全く白紙、何もかも本当業者にも迷惑をかけます。確かに災害があって、仮設住宅に入っておられる方が大変な状況で、早く生活を守ってやりたい、住宅をつくってやりたいというその熱意は十分理解しますが、行政に携わる者は、そのところをしっかりと勉強して、基本的なことをしていかなければなりません。いろいろ事由があっても仮契約を結んだならば、議決をしなければ本契約となって事業はできないと。本契約になる前に事業したならばこれはアウトなんですよ。あってはならないし、常識的にこれは間違っています。

ですから、本来ならばここに議員10人いらしゃいますけれども、本当に仮契約のままで安全祈願祭をすると説明がありましたけれども、なかったと思います。それで、そのところは今となってはですね、いろいろありますから、こういったことが新聞とかなんかで叩かれたら、災害復旧を一生懸命して生活を守らんば大事な事業が、とても残念な結果になりますので、そういうことは避けなければなりません。

そういったことで最初に述べましたように、例えば審議会等で委員さんが決定したことをポンと一面に、山江村は公共事業についてはみんなこういうことをされるんだなと思います。しかし、議会で議決があってこそ初めてこれが成立し、事業が、政策が実行できるんですから、そのような情報提供等をですね、ぜひ今後はしっかりと村長が言ったように説明責任をしていただいて、説明をしていただいて、そして行政の推進は法例に基づいてしていただければというふうに思いますが、そのところはどうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

説明の際には、9月定例議会に提案しますということで、私のほうもですね、ご説明はさせていただいたと思っておりますが、言われるとおり、仮契約から本契約

に移って初めて工事が施工できますので、そのへんを注意しながら今後ともですね、工事を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 課長が申しましたけれども、議員がおっしゃるとおりであります。当然本契約なしにはですね、工事着工できませんので、改めてしっかり今後の村政運営について引き締めていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今議会に提案されています人事案件、このことについても誤った報道がありましたので、議長から報道機関に指摘をしていただいて、訂正の記事を載せていただきました。そういったことで報道機関も先走りするとかありますので、それは報道機関の仕事かもしれんですけど、やはり役場のことの情報を絶対まだ出していけない時期に出すんでなくて、そういった点を気をつけていただければというふうに思います。

質問事項の2は、循環型森林整備等林業振興についてであります。

本村の森林面積は1万510ヘクタールで、総面積の約90%を占めています。国土保全、水源涵養、木材生産などの多目的機能に大きな役割を果たしており、林業が基幹産業といわれるゆえんであります。しかし、その林業は厳しい状況下にあり、長期的な施策でいかに振興していくのが課題であります。現在における本村の人工林と天然林の面積割合、収穫期を迎えた伐採適齢期の面積について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、横谷議員のご質問にお答えいたします。

本村の森林面積は、議員が申されましたとおり約1万510ヘクタールであり、そのうち民有林が88.7%の9,326ヘクタールとなっております。民有林における人工林と天然林の割合は、人工林5,258ヘクタール、これは56%、天然林4,068ヘクタール、44%でありまして、人工林における伐採適齢期、これはスギが40年以上、ヒノキが45年以上と言われておりますけれども、その面積は、スギが2,526ヘクタール、ヒノキが1,510ヘクタール、合計4,036ヘクタールで、人工林での割合は76.8%というような状況になっております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 終戦後から植栽されました人工林、以前はですね、伐木はスギが30年、ヒノキは40年と言われておりましたが、今この人工林がですね、本当に今、答弁いただきましたように収穫期を迎えております。しかし、木材の利用促進が課題であります。本村の公共施設等への利用促進、都市部の高層ビル等でも

木材が使われはじめております。今後いろんな分野に木材利用が研究、活用されることが明るい材料でもあります。

次に、収穫期の木材を伐採したあとの植栽、下刈り等の育林への支援、施策状況について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

伐採後の再生林につきましては、新たに苗木等を植栽するか、そのままにしておき自然と草木が生える天然更新の二つの方法があります。これまで伐採後の森林整備につきましては、特段の補助制度はありませんでしたが、個人所有の森林伐採をした場合、再生林を促すことを目的とした補助制度に関する補正予算を今定例会にて計上いたしております。

また、伐採や下刈り作業を行う上で使用するチェーンソーや刈払い機の機器、また防護衣など、下刈り作業時にですね、必要とされるものを購入される場合の経費につきましても、今まで補助制度はございましたけれども、今回拡充する方向で予算を計上させていただいております。補正予算が可決、承認されれば、直ちに周知を行いながら積極的に制度をご活用いただき、鎮山親水の一翼を担いながらですね、森林整備に当たっていただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 木材の伐採方法には、一斉に伐採し、その後に植林する短伐期施策の皆伐方法と、環境保全と森林管理を目的に間伐を繰り返し、大径木の生産をする間伐方法の二つがあります。しかし、皆伐はその土地の環境を変え、土砂崩れ等を引き起し、災害の要因にもなりますが、経営採算上からはこの方法が多く、環境保全を守る植林と育てていく環境の持続が課題であります。

そこで、本村における皆伐と間伐を進める森林管理ビジョンについて伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

本村では現在、地域林政アドバイザーを会計年度任用職員として雇用しております。この職員が中心となって、今後の森林経営、管理等をどのように進めていくか、森林所有者に対し意向調査を行っているところでございます。意向調査が終わりますと現地を確認しながら所有者の方々とですね、今後の森林経営、管理、皆伐をするのか間伐を進めていくのか、そういった方向をですね、話し合うというような段取りにしておりますが、もう皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルスの影響や被害を受けました令和2年7月豪雨災害の影響によりまして、なかなか所有者の方とお会いしてですね、現地に行くということができないということになっており

ます。ここらへんはちょっと予定より遅れておりますけれども、復旧作業が済み次第、順次進めていきたいというふうに考えております。

今定例会にもですね、森林管理のデータ化ということで予算のほうを計上させていただいておりますけれども、意向調査を実施した森林の樹齢や樹種、伐木などをですね、データ化しながら、より正確に森林の管理ができるということでございまして、間伐や皆伐のですね、状況等を進めていきたいということを考えております。森林の状況をですね、より詳しくデータ化することによりまして、議員がおっしゃる皆伐や間伐を進める上でのビジョンづくりが、よりスムーズに進められるのではないかとこのように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6 番、横谷巡君。

○6 番（横谷 巡君） 本議会にですね、再造林、それから間伐、主伐等への補助支援の予算計上がされております。昨今の林業経営の情勢を考えれば、的確な振興施策だと私は考えます。森林の安全管理と環境保全の推進は、森林という自然を未来へつないでいきますので、長期にわたっての計画的支援をお願いしたいと思います。

令和6年度から住民税均等割として、1人当たり1,000円が課税される森林環境税がスタートします。森林の保全整備を推進し、荒廃から災害を守る森林環境づくりのため、森林環境税による循環型森林整備のモデル地区をつくり、それを範として本村の林業振興を図っていく考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

議員が申されました森林環境譲与税を活用しながら、実践モデル地区の形成をということですが、まず冒頭質問の前にですね、質問の中で議員が申されました補正予算につきまして、今回、主伐、間伐、人材育成等にですね、充てているところでございます。

村長の9月7日のあいさつにもありましたとおり、まだまだ鎮山親水の山の部分のですね、一環ということでございます。本来であれば自伐型林業のですね、最先端をいかれている地域から講師などをお招きしてですね、お話を聞いたり、またその現場に行ったりということも検討しておりましたけれども、コロナウイルス感染症等のですね、影響によりましてちょっと叶いませんでしたので、次年度まだまだですね、山のほうには予算のほうを計上させていただきたいというふうに、係のほうでもですね、調査をいたしております。

また、森林環境譲与税につきましては、使途のほうがいろいろ使っているということでございます。先般国のほうから調査がありまして、全国各自治体で森林環境譲与税をどのように使っているかということの調査がございました。本村でも6割

ほどは使っておりますけれども、4割ほどは基金のほうに積み立てているということで、全国多くの自治体が基金に積み立てている。いわゆる何かあったときのために貯金をしているというような感じでなっているところでございます。そのような活用の仕方がですね、全国の自治体は最適かというふうに考えておったわけですが、令和6年度から森林環境譲与税、お一人当たり1,000円徴収するという事に当たりまして、活用もしないですね、貯めているだけでは、自治体は本当に森林のですね、環境整備に役立てるのかというような声がありましたので、本定例会でも補正予算を計上させていただいている中で、森林環境譲与税を活用させていただいているところです。

また、モデル地区にですね、森林環境譲与税を活用することは十分可能でございます。しなしながら、村有林にですね、森林環境譲与税を使うことはできませんので、今、係でも調査をしておりますけれども、私有林、個人の方のですね、共同でお持ちの山をですね、どうにかモデル地区としてできないか、山田地区、万江地区限定せずにできる場所を取りあえず当たりながらですね、新年度進めていきたいというふうに現在調査をしている段階でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） まず村有林等で模範的モデル地区をつくってみたらと思いましたが、私有林しかできないということでございますけれども、良い場所、山江村は90%が山ですから、非常に9割が山ということは大きな可能性もあるわけですね。ですから今後長期的な施策が必要ですが、ぜひ林業振興を図っていただくようお願いいたします。

そして、モデル地区をつくってどんどんと違った方向に、育林とかいろんな間伐とか進んでいくと、本当に山江村は林業振興の村だなと言われることを期待するものであります。

質問事項の3に入ります。「子ども図書館」の整備についてであります。

これは提案といいますか地域振興策といいますか、そういったことで一般質問をさせていただきます。

子ども図書館は、豊かな感性と表現力、想像力、判断力を育み、将来を担う子どもたちの成長をサポートし、読書に親しむ場、資料や情報を提供する場、親子がふれあえる場などの目的があります。本村には歴史民俗資料館の図書室、えほんの森がありますが、えほんの森の利用状況について伺います。ここ3カ年の利用者の現状とえほんの森の図書の蔵書数についてお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

山江村歴史民俗資料館の図書室、やまええほんの森は、多目的スペースをリノベートし、平成26年7月に絵本に特化した図書室としてオープンして8年が経過しており、議員申されましたとおり、子どもから読書になれ親しみ、親子のふれあいの場を提供し、今日に至っております。

ここ3年間の利用者の現状につきましては、来館者数が、令和元年度が7,094人、令和2年度が4,135人、令和3年度が4,313人でございます。令和元年度までは年々増加傾向にありましたが、令和2年度が新型コロナウイルス感染症の影響で、閉館や入場制限等を行ったこともありまして、大幅に減少をしております。その後、令和3年度から現在まで徐々に回復しているところでございます。

また利用者につきましては、村内及び村外に分けて正確な数値は出しておりませんが、図書カード登録者数及び貸出者数の状況から、村内が3割程度、村外が7割程度と推測をしております。

それから蔵書数につきましてはでございますが、県立図書、雑誌、新聞を除きまして、令和元年度が1万338冊、令和2年度が1万1,166冊、令和3年度が1万1,943冊と、年間に800冊程度増刷をしている状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 利用者が、村内が3割、村外が7割、逆かと思いましたが、村外からが多いんですね。

次に、絵本の読み聞かせは想像力と感情が豊かになると言われますが、幼児教育に与える絵本の効果についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。

本村のやまええほんの森は、絵本に特化した図書館でございまして、多くの方に親しまれ、山江村はもとより人吉球磨の方々など多くの来館者があり、大変親しまれているところでございます。絵本は子どもの感性を豊かにし、知的好奇心を引き出してくれる効果があると考えております。文字が読めない小さな子どもさんには、親が読み聞かせをしてあげることによりまして、親子のコミュニケーションをとる機会となり、親子の豊かな心の育成や親子の信頼関係の構築につながり、愛情欲求を満ち、精神を安定させてくれるものと思います。また、本年度の全国学力学習状況の子どもたちの実態調査から、本を読む子どもほど教科による正答率が高いという結果も出ております。

現在情報化社会が大変進んでおりますが、デジタルによる電子書籍が一段と普及する中でございますけれども、絵本等を通して、小さい子どものうちから豊かな感性を育むことは大変貴重なことではないかなと思っております。今後さらに絵本等

の普及、促進活動にしっかりと努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6 番、横谷巡君。

○6 番（横谷 巡君） 今、教育長の答弁で、本を読む子どもほどやっばしいろんな学力とかいろんな面でつながっていくということです。8 月 23 日に日本を代表する世界的な建築科の安藤忠雄氏が、熊本県に子ども図書館を寄贈するというニュースが流れました。読書を通じ、子どもたちに豊かな感性や表現力を養ってもらうことがねらいで、蒲島知事も自然や文化とも調和する新たな熊本の宝になると期待を示され、県民の間でも大きな反響を呼んでいます。

本議会への一般質問通告書の 8 月 19 日でしたので、子ども図書館整備にかかわる一般質問が偶然にも重なりました。

通告しています 2 点目の子ども図書館の整備については、（１）と（２）はまとめて質問させていただきますので、よろしくお願いします。

人吉球磨には働く企業も少なく、人口も減少傾向をたどり、令和 2 年 7 月の未曾有の災害発生による肥薩線、国道等の交通、交流、インフラの復旧・復興、店舗・人家の町並みの再生、地場産業の再興等に長い時間を要し、いかにして生活と活性化を取り戻し、地域経済の浮揚、振興等、新たな地域の再生づくりを図っていくのか、新たな視野で舵取りと課題が山積をしています。

そのような中、本村の持つ自然と交通の利便性、そして ICT 教育による学力向上の実践、給食の無料化実施などの子育て支援策が、近隣市町村に先んじている本村にとって、子ども図書館の整備は更なる子育て支援策、教育環境の充実となり、近隣市町村と広域から多くの交流人口を呼び込み、若者世代の移住、定住人口の増加につながり、地域活性化の拠点としてなり得るのではないかと考えます。

子ども図書館の整備に当たっては、施設の一部に先般寄贈いただきました解体石蔵の新たな活用と、森林資源の木材使用による快適環境を創出した石と木の文化コーナー、中学生、高校生対象のレポート、勉強する資料等の調べ物教室、勉強に勤しむ学習スペースを設け、子どもたちが読みたい需要の高い図書を選書し、本を読みながら楽しい憩いの場、学びの場として、村長が言いましたように栗まつりを盛大にやる、多くの人が来村される。しかし肝心な栗の村として栗のスイーツを食べるところは 1 軒もない、やはりこれはどうかしなければなりません。そういったことを考えて、特産やまえ栗のスイーツカフェを併設、小、中、高へ拡充した、人吉球磨にはない近未来的な子ども図書館を村の活性化、振興策として整備を図る考えはないか、見解を伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

本を読むことにより語彙力がアップし、文章力が身につく、コミュニケーション力が向上し、新しいアイデアがひらめくなど多くの効果が得られ、知識、思考力及び人格を深めることができると考えております。

このやまええほんの森は、先ほども申し上げましたけれども、今日まで子どもと親のふれあいの場、村民が気軽に利用できる場として、親しみのある図書室づくりに努めております。子どもが本に関心と興味を持ち、気軽に読書に親しめるよう、毎月えほんの森や各小中学校に出向いておはなし会を開催しております。

また子どもが求める本や情報の提供を行うために、児童コーナーやヤング・アダルトコーナーなど、各種コーナーを設けており、高校生の利用に関しましても、土日や長期休業中を中心に学習スペースで勉強するなど、一定数の利用数がありまして、選書に関しても絵本はもちろん、子どもたちの保護者や祖父母世代まで楽しむことができるような本の選定など、図書室の充実に努めているところでございます。従いまして、現時点では子ども図書館の整備については、考えていない状況でございます。

それから、解体いたしました石倉の活用計画につきましては、現在、役場職員で構成するワーキンググループや、村民の意見を聞く場、そしてそれぞれのグループを集めての合同ミーティングなどを開催して事業を進めている状況でございます。この計画を作成するに当たり、目指すものとしましては、災害からの復興拠点、石文化の高揚、持続性があり、世代を超えてみんなが関わり愛されるシンボルの創造、それから産業の拠点、四つの目標を掲げて活用策を検討しているところでございます。

この計画を進める中で、子どもの遊び場、スイーツカフェ、石や栗の歴史館、世代間交流の場、特産品の販売、調理場や工房、読書や勉強をするスペースの設置など、多くの意見が出ているところでございます。今回、石倉の活用に関し、議員から、図書を中心に子どもの成長をサポートする施設の整備についてのご意見、アイデアをいただきました。大変ありがとうございました。今後も村民や関係者など様々な視点からの意見をお聞きして、本村の石文化と地域振興を融合した新しい拠点づくりの整備に向け、進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 子ども図書館の整備については考えないということですが、よく人吉球磨の現状、えほんの森が7割が村外、人吉球磨町村広域の中で山江村が一步先に出るということは、十分にこれは仕掛ける要素があると私は考えています。私も図書館を地域振興策として考え、それから武雄市、不知火町に行ってみました。その理由は、年間5万来とった人が1カ月で5万来たと。それも従来の図

書館の考えを打ち破ってですね、全く近未来的です。これは素晴らしいです。ですからうちは十分その要素があります。

例えば、今まで石蔵を築いていた一の倉、二の倉、三の倉、四の倉にしても、今まで持っておられた方が言われましたけれどもあっぷあっぷで、維持管理に苦勞し、耐震もいるし、「どうするかもう待った」と言われました、はっきり言って、個人的に。ですから、あれをそのままつくっても後の維持管理が苦勞されます。ですから、あれは解体して、違った意味での振興策として研究されていけばいいかなというふうに思います。

山江の子どももこれからいろいろ勉強し、成長して大人になります。その過程の中で、私はしっかりと子どもが健やかに、学力もできて勉強もできてスポーツもできて、成長する姿の拠点として、この図書館みたいなを整備して応援してやったならば、さらに山江村が発展する一つの施策になるかなということで、これは私の提案ですから、するせんは別です。そういったことで村の振興、発展に寄与することが出来る施策ならばいいなというようなことで提案を申し上げました。

以上にて一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後２時１０分といたします。

-----○-----

休憩 午後２時００分

再開 午後２時１０分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、７番、立道徹議員より、１、山江村立万江小学校存続について、２、仮設住宅について、３、城南永シ切線改良工事（通学路）についての通告が出ております。立道徹議員の質問を許します。７番、立道徹君。

立道 徹君の一般質問

○７番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、７番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

１点目は、万江小学校の存続についてということで、２点目は、仮設住宅につい

て、3点目は、城南永シ切線の改良工事についての3点を伺いたいと思います。

まず1点目の万江小学校の存続についてですが、この質問はですね、平成28年3月にもお聞きしておりますが、再度お伺いしたいと思います。

1988年、昭和63年に大川内小学校、屋形小学校、城内小学校、山田小尾寄崎分校が統合し万江小学校となり、早34年が経ちました。統合するときもですね、先輩方のご尽力により、また万江地区の地域の皆様のご協力で実現された万江小も、時代の流れによって徐々に児童数も減り、複式学級も当たり前のような状況になってきました。児童数増が見込めない現状であり、次のステップへと考えていかなければならない時期にきているのではないかと思います。

そこでまず、万江小学校の令和4年度の児童数と今後の児童数の推移について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。

児童生徒数ですね、国の基準日が5月1日となっておりますので、その数字を申し上げます。万江小学校の令和4年度の児童数は41名でございます。男が24名、女が17名となっております。それから今後の児童数の推移でございますけれども、転出入がないとの想定で申し上げますと、令和5年度が33名、令和6年度が同じく33名、令和7年度が29名ということで推移していく予定でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） このようなですね、児童数の中、非常に減少しつつあるような状況です。保護者もですね、少ない状況でありながら、PTA活動、また学校行事等、あと保護者、先生方もですね、相当な負担がかかっているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えと思いますが、万江小学校につきましては、先ほど言われましたように34年が経ちまして、今年度でちょうど開校以来35周年ということでございます。その間、地域保護者の方々の学校に対する強い思いによりまして、ご支援、ご協力をいただきながら、校長を中心とした学校経営がなされてきました。

毎学期行われております授業参観、それから学校行事等におきましては、保護者の出席率はほとんど100%でございます。非常に教育への関心の高さがうかがえるということでございます。また、地域住民の皆様方も万江小学校PTAの準会員として、清掃活動等で非常にご協力をいただいて、学校を全面的にバックアップし

ているというところでございます。

また、学力向上に向けましても少人数の良さを生かしまして、一人一人の状況をしっかり把握しながら、個に応じたきめ細かな指導を行っております。また、本村の特徴でありますICTを活用した山田小学校とのオンライン学習や、デジタル教材を使った主体的な学びなどが積極的に展開されておきまして、そういう指導のおかげでですね、今年の4月に行われました全国学力学習状況調査におきましては、全教科で全国平均を上回る成績を残しております。さらに、全国で問題となっておりますいじめ不登校の問題もなく、ここ数年発生件数はゼロでございます。

また、先生方の働き方改革も進んでおきまして、本村の学校における超過勤務、残業といいますか、超過勤務時間は、学校の中では3校の中では一番少ない状況でございます。このように少人数であるがゆえにできる特色ある教育をですね、先生方や地域とともにやっているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今、教育長のほうからご答弁がありましたけど、保護者も先生方もそんな負担はないということですね。でも昔からですね、PTA活動、PTA役員なんかでもですね、児童数が少ないのですぐに決まってしまうというような、そのへん特色はありましたけど、いろんな活動的なこともですね、ほとんど欠席の保護者はいなくて、全員出席というような状況でした。

次にですね、万江小の校舎及び敷地内もすね、土石流警戒区域地域指定、イエローゾーンですね、なっていることもあり、現在計画中のですね、神園砂防ダムも地元住民の反対により進まない状況があるため、この万江小を存続するためには、万江小の校舎及び敷地は、児童の安全を考えればですね、移転も検討していくべきではないかと思いますが、その点、答弁をよろしくお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。

万江小学校の敷地はですね、議員がおっしゃるとおりでございます。土石流警戒区域に指定されておりますので、日常的に特に気象情報につきましては、随時把握しながらですね、適切な対応を行っているところでございます。特にこの大雨や台風などの風水害時には、随時細かく役場より気象状況を連絡いたしまして、早めの下校や保護者への早めの連絡等を行いながら、災害から子どもたちを守る行動を即座に行っている今、状況でございます。

また、子どもたちの命を災害等から守るために、学期1回の避難訓練の実施とか、それから保護者へのですね、引き渡し訓練等もですね、随時行いながら、災害時に即座に対応できる体制を行っているところでございます。

また、自然休養村管理センターの改修が今度進み、自主避難所として活用できることも考えておりますので、そういう体制づくり等を行いながらですね、地域の拠点となる万江小学校の確かな協議活動を行ってまいりたいと考えておりまして、現時点では、万江小学校の移転等については考えていない状況でございます。

今後、山江村の小中学校の状況を見ながらですね、今後しっかりと検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今はですね、砂防の土石流とかなんかの災害もですね、ないからいいようなものですけど、近くに万江川もあります。大変な危険地域は考えられる場所でございます。今後ですね、今まで災害等もなかったんですけど、今後ああいう令和2年の7月の災害以上な災害があった場合はですね、大変なことになりますので、そのへんもやっぱり今後検討していくべきではないかと思えます。

児童減少によりですね、県内では統合や小中一貫校への実施または計画をされています。人吉球磨ではですね、水上村が小中一貫校に向け進んでいる状況であります。万江小においてもですね、保護者、地域の皆様のご理解を求める動き、準備段階がきているのではないかと思います。今後の方向性について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。

学校は地域の拠点でございまして、地域が集える場、商店もあります。そこに将来を担う子どもたちがいて、その子どもたちも地域と共に育つと考えております。万江小学校では、小規模であるがゆえの良さをですね、十分発揮しながら、小規模校であるがゆえにできる一人一人を大切にした特色ある教育活動が行われております。それによりまして、知・徳・体の調和のとれた子どもたちが育ってきているのは事実でございます。

また、山江村におきましては、ICT教育の効果によりまして、移住希望者等も増えておりまして、年少人口の割合も人吉球磨におきましては一番高い状況にございます。しかしながら、子どもの数は少しずつではありますが減少傾向にあります。今後は各学校の実態に応じ、子どもたち一人一人にきめ細かな質の高い教育を実践し、地域住民の方々から広く愛される学校づくりに努めていきたいと考えておるところでございます。

そして、令和2年度に策定いたしました学校施設長寿命化個別施設計画に沿いまして、学校施設の老朽化等を勘案しながらですね、山江村の子どもたちにとって最善の学校のあり方について、今後さらに検討してまいりたいと考えているところで

ございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 児童数は減少していますけど、今後そのような方向性はないということでございますか。令和7年で29名ということで、村営住宅もですね、徐々に子どもたちの数もですね、減ってきております。その点、公営住宅の建設とか、また場所ですね、場所が万江地区ではちょっとイエローゾーンで厳しいところですけど、そのへん児童数を増やすようなお考えは村長、何かありますか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは私にご指名でありますので、この万江小学校の取り扱いということで大きな題目だと思います。議員どちらの立場から発言していらっしゃるのかということでありますが、まず、万江小学校は地域ですね、私、文化の拠点だというふうに捉えておりまして、運動会にしろいろんな学校の行事にしろ、地域をあげて、万江地域をあげていろんなことが行われているということでありますから、できるだけその有り様はですね、守っていかなくちゃいけないあと、基本的には私思っております。

ただ、どうしてもですね、ハード的にまた数的にそういう閉じなければいけない、また非常に危険だということが言われる中において、移転せざるを得ないときは、山田小学校と万江小学校の統合のみならずですね、小中一貫校としてのあり方も含めて検討する時期は、近い将来やってくるのだらうと思います。ただその折には、先ほど申し上げましたとおり、万江地区の方にとってはですね、やっぱり地域文化の拠点というふうに捉えさえてもらっておりますので、しっかりとした話し合いが必要だと考えます。そういうことを基にしながら、この万江小学校の将来の有り様については、対処していきたいと思っておりますし、実はこの件については教育長から詳しく話がありましたとおり、しっかり打ち合わせをしながら、今日の答弁については当たらせてもらっているということであります。

今後の子どもの数をどうするかと、増やす方法はないかということでありますけども、ある程度ですね、村営の住宅建設については飽和状態であろうかと思えますし、土地がなかなかないということであります。あと田んぼを潰すと、貴重な田んぼを潰すというようなことにもなりかねませんし、そういうことを思っておりますが、ただ、今回のですね、仮設に入った方々のほとんどはですね、山田に移りたいとおっしゃってないんですね。万江に帰りたいとおっしゃっているわけありますから、それだけ万江の魅力がやっぱりあるんだらうということでありますので、その付近も含めて、これ何回も言っておりますが、民間のアパートというか、住居施設、新しくできたところもありますけれども、そういうことができないかというこ

とも考えながら、住宅政策、また人口対策も当たっていければと思っているところ
であります。

○議長（中竹耕一郎君） 7 番、立道徹君。

○7 番（立道 徹君） はい、ありがとうございます。まずはですね、やはり公営住宅、村営住宅、これ建設するに当たっても行政的にはですね、黒字にはならないとか赤字のような状況です。だから先ほど村長から言われた民間のですね、やっぱり不動産関係が入ってこられるような状況、農振地除外ですね、そのへんも考えていくべきではないかと思っております。これはですね、万江地区にとっても今後そういう時代が来ないことが一番いいんですけど、ゆくゆくはそういう状況になってくるので、そろそろ方向性というか、そのへんも考えていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

令和2年7月豪雨災害により建設された仮設住宅の入居期間はですね、災害救助法により原則2年となっていました、1年の延長が認められ、来年4月にはですね、今、建設中の旧城内団地に住んでおられた方が、団地完成に伴い退去されます。そこで何名が残られると思えますけど、残された方はどうなるか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

現状といたしまして22世帯46名の方が仮設住宅に入居されております。旧城内団地で被災された世帯は8世帯、うち1世帯は既に既存の村営住宅で生活再建をされておりまして、残りの7世帯20名のご家族に関しましては、立道議員申されましたとおり、令和5年4月に災害復旧で建て替えられた新しい村営住宅に入居される予定でございます。

では残りの15世帯26名の皆様についてはということでございますが、15世帯それぞれの希望される生活再建に向けて既に動きだされておりまして、我々行政も皆様からの聞き取りを行ったご希望に添う支援を行っているところでございます。

生活再建のパターンを申し上げますと、一つ目、地域水道や道路等生活インフラの復旧を待ってから、元自宅での生活再建を望まれている方、二つ目、新しく住まいを建築、または既存の民間住宅購入による生活再建を望まれている方、三つ目、既存の村営住宅での生活再建を望まれている方、なお、この三つ目の既存村営住宅での再建を望まれる方につきましては、希望する村営住宅に空きがでないことも想定されますので、元住居での生活再建を主とした計画の中で、同時に村営住宅の空きを待っておられる状況でございます。いずれにいたしましても、延長が認められ

た１年以内にすべての方が生活再建を完了される予定でございまして、これに向け、
私たち行政も支援をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ７番、立道徹君。

○７番（立道 徹君） １年以内ということは、来年の１０月ぐらいですか、期限。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

１年間の延長と申しましたけれども、令和５年の８月２１日が期限となっております。
ます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ７番、立道徹君。

○７番（立道 徹君） これに間に合わなかったらまた１年の追加はできますか。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

現状といたしましては、立道議員申されましたとおり、災害救助法に従って２年間というのが決まっております。それから今現状として１年間を認められているところでございます。ただですね、この１年間を認めていただくためには、生活再建のめどを、その１年間を認める中できちんと生活再建ができる計画を立てられたという方が、１年間を認められているわけございまして、この中で、１年間以内に生活再建ができなかったということは、まず今のところではない、ないように行政はバックアップをなさいますというところでございます。万が一このあと１年間の期間内でできなかったという場合には、県または国のほうにご相談をさせていただいてという形になりますが、今のところではですね、１年間で生活再建をしていただくということに全力を注いでいるところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ７番、立道徹君。

○７番（立道 徹君） 今、復旧後に帰って我が家に住みたいと、そのようなことも言われている方がいらっしゃるということで、特に大川内周辺ですね、一生懸命復旧工事をやっていますけど、そのへん８月いっぱい終われば本当に問題なく退去はされると思いますけど、そのへんですね、また６月、７月に大きな災害があった場合もありますので、そのへんは臨機応変に県のほう、国のほうには陳情をお願いしたいと思います。

熊本県ではですね、木造仮設住宅を解体せずに利活用されているところもあります。木造仮設住宅を災害公営住宅として利活用できれば、建設資源、経済的な無駄を減らすことができると考えます。公営住宅のですね、寺ノ下住宅、林田団地も老朽化し、いよいよ解体から建設の動きも始める時期がきていると考えますが、そこで、この木造仮設住宅を今後どうされるのか、伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

質問いただいております木造仮設住宅につきましては、熊本県に建設いただいたものでございます。設計に当たっては、被災された方が雨風の音におびえることなく、安心して生活いただけるよう配慮されておりまして、仮設と申しまして非常に強固な造りとなっております。

議員のご質問にもあるように、村が譲り受けて利活用を進めることは、建設資材や経済的な無駄を省くことにもつながり、かつ、強固に建設されたこの木造仮設住宅は、今後様々な利活用の可能性を持っていると考えているところです。

しかしながら、現状としましては、入居されている皆様は1年の期限延長を取得されまして、いよいよ生活再建に向け拍車をかけられているところでございます。被災されて入居されておられる皆様の心中も考慮しまして、利活用も大変重要な検討案件ではございますが、今は仮設住宅入居者全員の生活再建に向けた支援を優先しているところでございます。

また、現在木造仮設住宅は熊本県の管理下でございます。よって、仮設住宅の修繕や敷地内にあるみんなの家の維持管理につきましては、村が木造仮設住宅を譲り受けた瞬間からですね、村の負担となってまいりますので、すべての入居者の生活再建が完了するまでは、現状を維持する方針でございます。すべての入居者の生活再建が完了するめどが立ちまして、入居者全員の心の安息が約束されました時点で、利活用についても本格的に具体案をお示しできるかと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 利活用も考えているということでございますけど、この場合、熊本県に譲り受ける、買うということでしょうかから幾らかはお金が要るわけですか。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

熊本県から譲り受ける場合はですね、無償譲渡という形をとらせていただきたいと今の時点で考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） いろいろですね、今後検討されて、無償ならですね、いろいろ今後利活用できることがあると思いますので、そのへんをご検討いただければと思っています。

次に、これは最後の質問ですけど、城南永シ切線改良工事についてでございます。山田小児童、長ヶ峰、合戦ノ峰地区の児童はですね、県道相良人吉線を通学路とし

て使っています。歩道も隣接する竹林等があり、枯竹もあり通学路として大変危険であります。通学路としてですね、城南永シ切線を改良していくことを、平成30年6月の議会の答弁でありました。その後の進捗はどうか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

ご質問の村道城南永シ切線は、本城地区から山田小学校間での区間をつなぐ道路でございます。山田小学校周辺には、保育施設や老人保健施設、村営住宅などがあり、本路線の利用者は多いものの、道路幅員が狭いことから、建設課では平成27年度から城南永シ切線の全体の概略設計に取り組み、平成29年には地元説明会を開催した経緯がございます。

計画では、地方債を活用しながら、平成30年度から村道城南永シ切線の道路改良に取り組む予定でしたが、道路改良に要する土地が40筆あり、特に共有地に関しては、相続に関する権利者が多数存在していることから、調査に時間を要しているところでございます。

しかしながら、先に述べましたとおり、村道城南永シ切線は、山田小学校周辺やフルーティーロードにつながる路線であり、利用者も多いことから、引き続き用地買収に向けて登記事務を進めるとともに、有利な財源の確保に努めたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 建設課長から答弁がありましたけど、今後進めていくということですけど、大体目標の年度はいつごろから、用地買収もありますけど、工事にかかれるか、今のところは行程的にはちょっと無理ですかね。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

まず、今現在、令和2年7月豪雨からの災害復旧を進めている状況でございますので、まずそちらの災害復旧を優先させていただきたいと思っております。その後、途中で中断しております井出ノ口県道線、そちらの道路改良と、そういった通学路の対策を行いながら、将来的には城南永シ切線にも着手を考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 県道相良人吉線のもので、歩道側の民地等にもですね、竹とか木とか、これは先般持ち主が切り、処分することになっているということで、今、通学路でございます。万が一のために児童の安全を考えると、村としてですね、対応

できないか伺いたいと思います。

まずは教育の立場から、藤本教育長、どがんね通られてからいかがな。相良人吉線通られていかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えします。

確かに私も毎朝相良人吉線を通ってきますけれども、特に雨の時期ですね、雨の時期は結構ありますけれども、今のところ子どもたちがあそこでけがしたという情報はございませんし、それから、先生方は雨がひどいときとかはあそこに立って、それから交通指導もされておりますので、非常に危ないところではございますけれども、どうしても所有者の方が切っていただかないと、なかなかですね、あそこも私も思っているんですけども、どうにかならないかなあということは思っておりますけれどもですね、なかなかそういう、また所有者の方が切らない限りはどうしようもないということで、安全点検も交通安全プログラム等でですね、建設課、それから県、警察等で毎年やっておりますので、そういうのを見ながらですね、しっかり対応してまいりたいなとは思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

道路沿いの民地から生えている竹や木など、道路交通の支障となることから、村に対して伐採の要望、ご意見等がありますが、議員が申されましたとおり、民地の竹や木につきましては、持ち主である土地の所有者、管理者が伐採、処分する責任がございます。

また村としまして、村の広報紙を活用して、道路上に張り出している樹木、竹林伐採のお願いを周知しているところでございます。通学路を含む道路に支障となる木がありましたら、支障木のある土地の所有者、管理者の皆様による適切な維持管理にご協力、ご理解をお願いしたいと思っております。

なお、県道相良人吉線の支障木等が発生、発見された場合には、道路管理者である熊本県へ連絡しております。先ほど教育長からもありましたが、歩道の上に出てきている竹等、そういったところもですね、先日熊本県にご連絡したところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） これからですね、台風シーズンもありますけど、雪が降った日の竹がですね、このような状況で、県のほうに電話すれば維持管理、建設業で維持管理されていますから、そのへん対応はできるんですけど、雪の日は大変ですから、そのへんですね、十分注意されて、通行は事故がないようお願いしたいと思いま

す。

城南永シ切線もですね、土地の買収で大変遅れているということで、当分のあいだはですね、災害復旧もありますので、通学路として相良人吉線を通学せざるを得ない状況でございますけど、保護者の方もですね、一緒に朝の通学時にはおみえでございまして、やっぱり万が一のことが起きないように指導のほうをお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、3番、中村龍喜君より、1、農業施策についての通告が出ております。

中村龍喜議員の質問を許します。3番、中村龍喜君。

中村龍喜君の一般質問

○3番（中村龍喜君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、3番、中村から一般質問を行います。

農業施策についての質問というふうになっておりますが、ウクライナ情勢、コロナ禍によるエネルギー原材料価格が高騰しています。農業現場では、米価の下落、子牛価格の低迷、担い手不足など農業の維持に関する懸念がされているところであります。本村において新たな農業振興策等の取り組みがありましたら、何か考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

議員が申されましたとおり、世界情勢の劇的な変化などによりまして、農作物のみではなく私たちの生活を取り巻くですね、環境が厳しくなっていることは実感しております。議員がいろいろ懸念されている事項を申されましたので、若干対応策についてご説明をさせていただきます。

先ほどの一般質問でも村長が若干申されましたけれども、本村では、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、まず農業者に対する支援を行っております。新型コロナウイルス感染症を要因とする米価価格の下落やですね、燃料高騰などによる経費上昇の影響を受けた水稻生産農家を支援する目的で、10アール当たり1万円を支援する山江村水稻生産継続支援金の事業をですね、実施をいたしました。247件の方から申請がありまして、1,169万4,000円を支援させていただいているところでございます。この支援事業につきましては、令和4年1月の臨時議会ですね、お認めいただき、2月から3月にかけて事業を行っているところでござい

ます。

次に、世界情勢に起因する家畜用飼料代の高騰などの影響を受ける畜産農家を支援する目的で、親牛1頭当たり2万円、子牛1頭当たり1万円を支援する山江村畜産経営継続支援金事業、こちらのほうも実施をさせていただいております。8月末時点で34件、621万4,100円を支援させていただいているところでございます。

この二つの支援金事業につきましては、県内でも実施しているところですね、ほとんどありませんで、県内の複数の自治体から要項やですね、制度、またどのような対象者からの反響があったかというようなお尋ねをいただいているところでございます。

このほか肥料等ですね、支援につきましても、村長のほうが国・県の支援策があるからということも申されておりましたけれども、先般、県のほうで担当者の説明がございまして、先週管内の市町村の担当者と各種団体とですね、この肥料の補助制度について、どのように取り扱ってまとめていくかというような説明会もあっております。詳しくまとまり次第ですね、おって農業者の方にお示しできるものかと思っております。今しばらくお待ちいただければと思っております。

そのほかまだまだですね、農業支援策たくさんあるかと思いますが、世界情勢によりまして生産量が減少しておったり、輸入がですね、物流が滞っております小麦や大豆、小麦・大豆につきましては、輸入価格の高騰もですね、国が補助金を出して高騰させずに抑えるというような報道も出ておりましたけれども、そのような国の支援策などを活用しながらですね、農業収入の安定化を目指して、そういった作物が生産し、村のですね、農業振興につなげていけないかどうかの調査、検討を行っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、課長からご説明いただきました。先ほど村長のほうからも、いろいろな農業支援策を助成を行っているというようなことであります。実際、農家の方々たちの話を聞きますと、大変この厳しい中でありがたかったというふうな声を聞いております。

私が思うに、これは農業新聞の切り抜きですけれども、8月の31日に野村農林水産大臣がですね、穀物の輸入等が非常に厳しいというようなことで、麦・大豆あたりの増産を政策の中で集中して行うというような記事が載っておりました。本村におきましてもですね、そういうふうなことに取り組んでいただければなというふうに思っているところでございます。自給率が37%だとか38%だとか言われておりますけれども、ひと昔前までは、本当に山江村におきましても麦作あたりも盛

んに行われているところであります。これからはぜひそういうふうな取り組みもしていただければなというふうに思います。

それから、2番目は、令和2年7月の災害後に土砂の堆積が行われている万江地区、これは特に濁毛地区ですけれども、それから山田地区、これは別府の塚ノ下のほうですけれども、こちらの農地の有効利用についてということですが、現地に行ってみますと、たくさんの土砂が堆積しております。堆積しておるというよりも農地のほうに置かれております。これをやっぱり有効活用するためには、どうしたらいいかなというふうに思うわけですが、あの現地の農地を復旧するには、大変な時間と経費がかかるというふうに思います。

そんな中で、農振地除外あたりをしましてですね、造成等によりまして宅地化、分譲予定地、工場等の利用に使ってはどうかというふうに考えるわけですが、このことについてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

まず、万江の濁毛地区の埋め立ての状況でございますけれども、こちらにつきましては、一部の箇所がですね、既にもう熊本県が借り上げられておりまして、災害復旧に係る用地として利用をされておられます。またそのほかのですね、県道の山側の農地につきましては、先般一時転用のですね、申請書が、私、農業委員会も兼務させてもらっておりますので、一時転用の届けが熊本県から農業委員会に提出されているということでございます。

熊本県といたしましては、濁毛地区の農地すべてをですね、借り上げて、災害復旧を急いでまたお返しをしたいというような計画でございまして、現在土砂が積み立てられているところ、これから土砂が搬入されている場所につきましては、県の災害復旧が終わったあとにはですね、すべて撤去をされて、現状のいわゆる災害があったような状況に戻すというような話でございます。ですから、そこから山江村が農地の災害復旧をしなければならないというようなことになっているというふうに聞いておりますので、3年後になるか4年後になるかわかりませんが、現状では今、埋め立てられている土砂につきましては、熊本県が撤去をするというような方針でございます。

その中で、議員が申されました活用についてですね、農地の所有者の方々から様々なご意見がありましたら、何かしらお受けをいたしますけれども、現時点で村がですね、宅地にしたりとか、企業誘致をどうこうする用地に活用するとかということはまだ考えておりません。災害復旧が終わるのが最優先だというふうに考えております。

続きまして、山田地区の塚ノ下、こちらのほうもですね、土砂の搬入先として活用させてもらっておりますけれども、こちらにつきましては、耕作放棄地、皆さんご承知かと思っておりますけれども、耕作放棄地だとですね、水田を所有者の方が形状変更の申請をですね、農業委員会に提出をされたということでございます。そして、土砂のですね、搬入先として活用しているところでございます。詳細な経緯につきましては、令和3年7月の臨時議会において担当課長が答弁をされておりますので、割愛をさせていただきます。申請時の予定では、令和5年度に埋め立ての事業が完了するということになっておりますけれども、事業完了後、3年間は転用することができません。また、現時点では当塚ノ下地区のですね、農地につきましては、農業振興地域に該当しているところでございます。こちらにつきましても3年間経てばですね、転用できるということでございますけれども、農業振興地域ということでもございますので、また様々な要件をですね、クリアしていく可能性があるかというふうに考えております。

その後の活用につきましては、産業振興課ではどうこうということではございませんので、私から述べることはできませんけれども、農地の活用に向けた相談につきましては、所有者の方々から相談があればですね、お気軽にお受けいたしますので、産業振興課までお尋ねいただければというふうに思っております。現在の埋め立てされている農地の活用と現状につきましては以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、課長が言われたとおりですね、確かに民有地ですので、村の意向だけではなかなかいかないというふうに思いますけれども、先ほどちょっと村長のほうからも、万江地区においては住宅の用地等もなかなか厳しいというような答弁でもありましたので、そこらへんも踏まえてですね、将来的な土地の利活用ということで考えております。

特に別府塚ノ下地区あたりにおきましてはですね、たくさんの方が住宅地あたりのお尋ねになっているところがあります。そういう面からしましても、将来においてそういうふうな造成等ができて分譲等ができれば、速やかな進展がきるんじゃないかなというふうなところでお尋ねをいたしました。

2番の農業の利活用については終わります。

3番目に、一つ気になっているのが、栗の村外業者からの購入というのが、8月のチラシに入っております。山江村におきましては、栗は一つの大きなブランド品であり、広く知れ渡ったところでもあります。でもこういうふうな現金買取りというようなチラシが入っておりますので、聞きますと、「750円やったばってんが持って行ったら850円で買ってくれやっただい」というような話も聞きます。山

江村が今後こういうふうな、民間ですのでどうこうしろということではできませんけれども、やはり本村の特産品である栗の、特に（株）やまえ、物産館とか村内業者あたりに買い入れの影響はないか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

議員がお尋ねされている村外業者というのは、山田長ノ下の宅地跡地ですね、現在テントを立てられて栗の買い取りをされている業者のことかなというふうに思っております。産業振興課並びに農業委員会へは、栗の購入をしたいので適当な農地を探していると。農地を探していると言われましても、所有者の方の了解はもらっているから、そこでそういった買い取りができないだろうかという相談を受けておりました。しかしながら、その農地はですね、農業振興地域に該当するというところで、条件をクリアするのには半年以上かかると、今年度の栗の買い取りにはですね、申請が間に合わないということを回答いたしましたところ、わかりましたということで帰られたということでございまして、その後あの用地を見つけられてですね、現在買い取りをされているのではないかというふうに思っております。

私自身もですね、その新聞のチラシは3回ほど多分入っておりましたので、興味深く見させてもらいましたし、実際栗を出された方にお聞きするとですね、中村議員が申されましたとおり、書いてあった値段よりも高く買い取られていたので、まあ良かったと言われる方もいらっしゃるし、また、これ聞いた話であれなんですけど、選別なんかもしなくても持って行っていいというようなことも言われたので、楽だというようなことも言われたということでございます。

その業者はあくまでも民間の方でもありますし、やまえ栗を買い取るんじゃなくて、山江だけじゃなくてですね、人吉市やその他の町村の栗も買い取って、独自のルートで流通させるというようなことをされているということです。私自身がですね、私自身といいますか、村のほうでどうこう指導とか注意をすることはないというふうに思っております。

議員が心配されておられます村内業者のですね、買取りに影響がないかということでございますけれども、私自身が考えますと、私も栗の生産者の1人とすればですね、栗を買い取りされる業者が増えることによりまして、買取りの価格が上がるとですね、生産者の方の所得の向上につながりますし、競争力の強化にもつながると思いますので、そういったところを考えるとですね、この民間業者の方が買い取られるのは何も問題ないかと思っております。

あと、心配される村内業者の方のですね、営業努力によって、買い取り料、先ほどのほかの議員のですね、質問にもありました18tぐらい買われるということは、

企業努力でクリアされていくのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3 番、中村龍喜君。

○3 番（中村龍喜君） 今、言われたとおり、私も実際生産者でございますけれども、競争があれば価格は必然的に上がっていくと、言い方変えれば良かことじゃなかろうかなとぐらいまで思ったことがありますけれども、私が一番懸念しているのは、やっぱり、先ほど申し上げましたように、物産館をはじめ村内業者あたりの何といいますかね、買い取りがうまくいくのかなというのがちょっと心配でしたので、何か考えがあるのかなというような思いでございました。

山江の栗は本当広く知れ渡っているところでありますので、恐らくこれからもこういうふうな民間業者あたりの参入があるというふうに思います。これからも農家の方々の栗に関してはいろんな補助も出しておりますので、どうか農家の方々にもそこらへんをよく浸透させるというか、村内の業者あたりの協力もお願いするというようなことでお願いしたいと思います。

私の一般質問は以上で終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午後 3 時 0 2 分

第 3 号

9 月 1 3 日 (火)

令和4年第6回山江村議会9月定例会（第3号）

令和4年9月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | 同意第 5 号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めること
について |
| 日程第 2 | 議案第 4 6 号 | 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4 7 号 | 山江村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 8 号 | 山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4 9 号 | 川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託に
ついて |
| 日程第 6 | 議案第 5 0 号 | 公共工事請負契約の締結について |
| 日程第 7 | 議案第 5 1 号 | 公共工事請負契約の締結について |
| 日程第 8 | 認定第 1 号 | 令和3年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 2 号 | 令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定
について |
| 日程第 10 | 認定第 3 号 | 令和3年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定につ
いて |
| 日程第 11 | 認定第 4 号 | 令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定
について |
| 日程第 12 | 認定第 5 号 | 令和3年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定につ
いて |
| 日程第 13 | 認定第 6 号 | 令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認
定について |
| 日程第 14 | 認定第 7 号 | 令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認
定について |
| 日程第 15 | 議案第 5 2 号 | 令和4年度山江村一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 16 | 議案第 5 3 号 | 令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
（第2号） |
| 日程第 17 | 議案第 5 4 号 | 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2 |

号)

日程第18 議案第55号 令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第2号)

日程第19 議案第56号 令和4年度山江村特別会計介護保険事業補正予算 (第2号)

日程第20 議案第57号 令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算
(第1号)

日程第21 議案第58号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第2号)

日程第22 議員派遣の件

日程第23 閉会中の継続調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 本田 りか さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 平 山 辰 也 君
税 務 課 長 迫 田 教 文 君	企画調整課主幹 村 隆 幸 君
産業振興課長 松 尾 充 章 君	健康福祉課長 今 村 禎 志 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は 10 名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時第 3 の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

それでは、議事日程順に従いまして、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則の規定を守り、上程されました議案、事件の内容から逸脱しないよう趣旨に添った質疑をお願いいたします。質問ではありませんので、自己の要望等は発言できませんので、ご注意願いたいと思います。また、執行部におかれましても、簡潔な回答をよろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

日程第 1 同意第 5 号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 1、同意第 5 号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者の起立〕

○議長（中竹耕一郎君） ご着席願います。起立全員です。したがって、同意第 5 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 議案第 46 号 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 2、議案第 46 号、山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第４６号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第３ 議案第４７号 山江村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第３、議案第４７号、山江村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第４７号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第４ 議案第４８号 山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第４、議案第４８号、山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第４８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第49号 川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第49号、川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第49号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第50号 公共工事請負契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第50号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 議案第50号、公共工事請負契約の締結について質疑をいたします。

本件は、仮契約から本契約にするための法例上、議会の議決を必要とする議案であります。議決をする前に安全祈願祭を行ったことが、法例に基づき行政を推進する立場にある者の対応が問われるわけでありますが、私ども議会も代表した者が案内を受けまして出席をしています。緊急を要し、災害被災者の生活再建を図る大切な事業ですので、執行部、議会双方が今回のことを真摯に教訓として受け止め、今後、法令の遵守に努めていくことが大切ではないかと考えています。

その点について村長はどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 質疑に答弁いたします。

昨日も答弁いたしましたとおり、本件についてはですね、8月24日から9月1日議会に対して説明はしてあるものというふうに建設課長申しておりましたので、それをもとにしながら諸々の諸事業について進めていったものだというようなことが判明しているわけであります。

ただ、おっしゃるとおり正確にはですね、議決後ではないと工事には入れないという大原則がありますので、今後その事務の処理について、工事の事務処理も含めてですね、しっかりマニュアルどおりやっていきたいというふうに思っておりますし、今回のことについては、課長会でもですね、しっかり確認させていただきたいと思います。

ただ、どうしても急ぐ工事等、どうしても早めにやらなければ機を逸する工事等も出てきようかというふうにも考えられます。その折にもしっかり議会のほうにもですね、説明しながら、許可を確認の上ですね、工事をさせていただくこともあろうかと思っておりますので、その件につきましてもよろしくご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔「質疑を終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第50号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第7 議案第51号 公共工事請負契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第7、議案第51号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 8 認定第 1 号 令和 3 年度山江村一般会計決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 8、認定第 1 号、令和 3 年度山江村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、認定第 1 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 9 認定第 2 号 令和 3 年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 9、認定第 2 号、令和 3 年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、認定第 2 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 10 認定第 3 号 令和 3 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 10、認定第 3 号、令和 3 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、認定第３号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第１１ 認定第４号 令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１１、認定第４号、令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、認定第４号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第１２ 認定第５号 令和３年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１２、認定第５号、令和３年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、認定第５号は、原案のとおり認定すること

に決定いたしました。

-----○-----

**日程第 13 認定第 6 号 令和 3 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定
について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 13、認定第 6 号、令和 3 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、認定第 6 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第 14 認定第 7 号 令和 3 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定
について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 14、認定第 7 号、令和 3 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、認定第 7 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 15 議案第 52 号 令和 4 年度山江村一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 15、議案第 52 号、令和 4 年度山江村一般会計補正予算（第 4 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 議案第52号、令和4年度山江村一般会計補正予算（第4号）でございますが、8ページ、二つですね、ちょっと質疑させていただきますが、8ページの款の4、企画総務費、節の12、委託料、住環境整備委託60万2,000円、これについては、当初予算において50万円計上してございますが、これについて説明を求めます。

もう1点が9ページ、社会福祉総務費、節の12、委託料、新型コロナウイルス感染症に伴う買い物支援委託料19万6,000円、これについて説明を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 村企画調整課主幹。

○企画調整課主幹（村 隆幸君） それではお答えいたします。

歳出の款4、企画総務費、款2、総務費、項、総務管理費、目、企画総務費の委託料、住環境整備委託についてですが、こちらのほうは本城の森周辺の環境整備のために予算を計上しているものでございます。当初予算において50万円予算を計上しておりましたが、今回、本城の森の東側の斜面に雑木がですね、5本ほど立っておりまして、そちらのほうは災害等により倒木した場合に、周辺の住宅に被害が出る恐れがあることから、こちらの伐採のほうで当初予算の50万円のほうを使わせていただきました。

そのほかにですね、こちら本城の森の東側の斜面になるんですが、竹や雑草等が生えておりまして、今度はですね、こちらの除草、それから搬出のほうを行いたいと思ひまして、今回60万2,000円を予算計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

款の3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費の節12委託料19万6,000円の補正についてご説明申し上げます。

こちらは新型コロナウイルス感染症に伴いまして、買い物支援を行うための委託料でございます。中身を申し上げますと、保健所から新型コロナウイルスの感染者、または濃厚接触者として自宅待機を求められている村民の方、ただし濃厚接触者につきましては、発熱、喉の痛みなど感染によるものと思われる症状がある方としておりますけれども、このような方たちが、親族並びにお友だちとかですね、お願いすることで買い物支援を受けることができない場合、お願いができない場合に、代行して生活に必要な食料品や日用雑貨等の買い物支援を行うというものでございます。

計上しております19万6,000円の内訳につきましては、基本委託料としま

して、この支援を行った月が一月1万円としております。これは買い物支援に伴う車等の燃料費、それから雑費等を含んで月額1万円としております。それから人件費分としまして、1時間、時給にしまして1,500円と今のところは計算をしておりますが、掛ける2時間程度で1件が済むかというところで、6回の7カ月分というところで12万6,000円、合計いたしまして19万6,000円を計上するものでございます。

これにつきましては、昨今山江村内におきましてもですね、新型コロナウイルス感染によるお問い合わせ等が増えておりまして、こういった買い物支援等はないでしょうかというお問い合わせもあったことから、早急に整備を行いたいということで計上させていただいております。以上でございます。

失礼しました。委託先につきましては、現在のところ社会福祉協議会にお願いできないかというところで考えているところです。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） まず1番目のですね、住環境整備委託については、50万円計上を令和4年度でしてあるが、雑木のほうで50万円を使用されており、また、法面の竹藪等々の除草作業で60万2,000円ということのようですので、内容についてはわかりました。

新型コロナウイルス感染症に伴う買い物支援委託については、もう社会副協議会のほうとは打ち合わせ等々もやっておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

社会福祉協議会事務局長のほうにはですね、今回、9月定例議会におきまして、こういった予算を計上させていただくということで話をしております。また、見積額を出す際にもですね、協議をさせていただいております。今回可決いただいた折に実際の動きについてもですね、詳細を煮詰めさせていただきたいということでございます。以上でございます。

〔「質疑を終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） ページは12ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業振興費、節の18、負担金補助及び交付金を質疑いたします。

内容説明を質疑いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、本田議員のご質疑にお答えいたします。

ページは12ページの農業振興費、負担金補助及び交付金の小さな産業づくり事業の補助金というふうに理解しております。こちらにつきましては、農林業の振興のためにですね、農業費となっておりますけれども、いろんな機材等を購入されてですね、農業振興に図られるという団体に対しまして、補助金を交付するという制度でございます。今回は新層地区の栗を栽培されている新層栗生産組合の方々から、栗のですね、生産、また管理に役立てたいということで、乗用モアの購入の申請があがっております。この補助金につきましては、上限100万円の90%ということでございますので、今回79万4,000円を計上させていただいているということでございます。乗用モアの価格につきましては、88万3,300円ということになっておりますけれども、定価につきましてはまだ高い金額でございましたが、業者の方と交渉してくださいということで、この金額まで下げていただいて審査会のほうにかけさせていただいております。

本定例会で可決いただいた後にですね、交付の決定を行いまして、この機材が受注生産ということで、5カ月ほど納入にかかるということを報告を受けておりますので、今シーズンの栗の生産とかですね、栗の管理には間に合わないということですけれども、次年度からしっかり役立てていただきながらですね、栗の生産向上に努めていただきたいというふうに考えております。

なお、この補助金をですね、受給されている団体につきましては、3年間は収支報告書、活動報告書を出していただくことになっておりますので、これ以前に交付を受けられている団体につきましても、3年間はそのような報告書を提出いただいているということでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 基幹産業である農業に力を入れていただき、大変ありがたいと思っております。

続きまして、ページ13ページ、款の5、農林水産費、項2、林業費、目2、林業振興費、節の18、負担金補助及び交付金765万5,000円を質疑いたします。

○議長（中竹耕一郎君） お尋ねします。この全項目でしょうか。

○1番（本田りかさん） 失礼しました。全項目お願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではご質疑にお答えいたします。

農林水産業費の林業振興費ということで、9月7日の初日のですね、村長の所信表明にもありましたとおり、復興の理念であります鎮山親水の一翼を担うためということで、すべてではございませんけれども、鎮山の山の部分に関して、今回補正

予算を計上させていただいているところでございます。

負担金補助及び交付金、項目が五つありますけれども、まず有害鳥獣捕獲隊への補助金ということで、25万5,000円を計上させていただいております。これにつきましては、これまで捕獲隊の銃の免許を持っていらっしゃる方にですね、補助を行ってございましたけれども、今回、罟の免許を保持されている方にも支援金を出して、補助金を出して捕獲の推進を図りたいということで、1万5,000円の17名分を計上させていただいたということでございます。

続きまして、林業従事者の育成支援対策事業補助金ということで、90万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、昨日の一般質問でも若干お答えをさせていただいておりますけれども、伐採やですね、下刈り作業を行う際の、まず機器の購入に対する補助ということで、現状ではですね、今までは新規に従事される方に2分の1、今まで作業をされていた方には4分の1ということで、上限10万円の補助をさせていただいておりますけれども、今回補助を拡充するというので、新規従事者、既存の従事者の方、3分の2の補助ということで、上限は10万円が変わらないということですが、補助率を拡充させていただいております。

また、伐採や下刈りですね、作業を行う際の機器だけでなくですね、防護衣やヘルメット、またチェーンソーチップですね、エプロンなどを購入する際の補助ということで、こちらのほうも拡充をさせていただいております。現状につきましては、機器の購入と同じく、新規従事者につきましては2分の1、既存の従事者の方に対しては4分の1、上限10万円ということでございましたけれども、今回は新規従事者、既存の従事者10分の9ということで、上限のほうは5万円に減額をさせていただいておりますけれども、9割の補助を行うということをさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、再造林の推進補助金400万円ですが、こちらにつきましては、皆伐後の再造林、ほったらかしにしとくわけじゃなくてですね、植林をしていただくということで、10アール当たり1万円を出してですね、補助するというので計上させていただいております。

続きまして、間伐促進の補助金ということで、これまで間伐はですね、熊本県の補助に該当する間伐につきましては補助制度がございましたけれども、小規模な個人でされるような間伐にはですね、村のほうも独自の補助金はありませんでしたので、今回、熊本県と同額を補助するというので予算を計上させていただいております。こちらにつきましては、10立米未満がですね、1ヘクタール当たり18万9,000円、10立米から40立米未満が27万4,000円、これ1ヘクタール

当たりですね、４０立米から７０立米未満が１ヘクタール当たり３８万６,０００円ということで、２００万円を計上させていただいているところです。

最後に主伐搬出の経費補助金ということで、搬出される際にどうしても燃料費が高騰しておりますので、燃料費の一部を補助するという事で５０万円を計上させていただいているところです。今回の７６５万５,０００円は、先ほども申しましたとおり、林業振興と鎮山親水のですね、復興・復旧一部ということで計上させていただいております。ほかにもいろいろ林業振興にですね、関するメニューはたくさんあると思いますけれども、また新年度予算等々で計上していきたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。３回目であります。

○１番（本田りかさん） 昨年と比べると大分金額的にも増えていることでありがたいことです。村長が掲げておられる鎮山親水の観点から、とても素晴らしいことだと考えます。

以上、質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第５２号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１６ 議案第５３号 令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第２号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１６、議案第５３号、令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第５３号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１７ 議案第５４号 令和４年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第２号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１７、議案第５４号、令和４年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第２号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第５４号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１８ 議案第５５号 令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第２号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１８、議案第５５号、令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第２号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第５５号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１９ 議案第５６号 令和４年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第２

号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第19、議案第56号、令和4年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第56号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第20 議案第57号 令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第20、議案第57号、令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第57号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第21 議案第58号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第21、議案第58号、令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第５８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第２２ 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 日程第２２、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しておりますとおり、派遣することに決定しました。

この際、派遣場所、派遣期間などに変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

—————○—————

日程第２３ 閉会中の継続調査申出書

○議長（中竹耕一郎君） 日程第２３、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付しております申出書が提出されています。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りいたします。本会議で議決されました事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議長に委任することに決定いたしました。

これで、本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和4年第6回山江村議会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員